GHQ/SCAP Records(RG 331)
Description of contents

THE
NATIONAL ARCHIVES
OF THE
UNITED STATES

(1) Box no. 2181

(2) Folder title/number: (2)
The Audit Report on Final Account of the State for the Fiscal Year 1948

(3) Date: ?

(4) Subject:

Classification	Type of record
324	c

(5) Item description and comment:
Japanese

(6) Reproduction: (Yes) No

(7) Film no. Sheet no.

昭和二十三年度決算検査報告

会計検査院

昭和二十三年度決算検査報告 目次

第一章 総論
第一節 歳入歳出決算
第一 歳入
第二 歳出
第三 国債及び借入金
第二節 国庫金及び国有財産
第一 国庫金
第二 国有財産
第三節 出資団体及び法律の規定により特に検査を行うもの
第四節 不当事項
第二章 決算の検査確認
第一節 一般会計
第二節 特別会計
第三節 昭和二十二年度以前の未確認額の検査確認
第三章 決算額と証明額との対照

第一節　一般会計
第二節　特別会計
第四章　予備費の支出に対する国会の承諾
第五章　不当支出
第一節　概要
第一　収納未済
第二　支払遅延
第三　予算外に施行した職員宿舎等
第四　工事の施行
第五　補助費
第六　事実に基かない不当支出
第七　融通の解散
第八　廃兵器の処理
第九　新炭需給調節特別会計
第十　物品の管理
第十一　国有財産の管理及び処分
第十二　職員の犯罪
第十三　既往年度決算検査報告に対する処理状況

第二節　所管別事項

第一　裁判所外二府九省

歳出

制規によらない給与を支給したもの〔裁判所外二府九省〕（一）

第二　裁判所

一般会計　歳出

工事の施行に当り処置当を得ないもの〔水戸地方裁判所〕（三）

第三　総理府

一般会計　歳入

価格差益納付金の徴収不足をきたしたもの〔物価庁、札幌、東京、阪地方物価事務局〕（三）（一三）

同　歳出

不急の物品を購入したもの〔国家地方警察兵庫県本部〕（一三）

経費の年度区分きみだったもの〔国家地方警察北海道札幌方面本部外六箇所〕（一四）（一三〇）

地方警察費国庫負担金等の交付に当り処置当を得ないもの〔国家地方警察北海道札幌方面本部外三一箇所〕（三一）（三四）

会計の経理のはなはだしく当を失したもの〔中央経済調査庁、水管区経済調査庁外四六箇所〕（三五）

附　記

第附により警察費を予算外に経理したもの（国家地方警察秋田県本部外二箇所）（三六）・（三七）

第四法務府

一般会計　歳入

登録税の賦課当を得ないもの（松山司法事務局）（三八）

作業賃金の収納を遅延しているもの（府中、高知両刑務所）（三九）・（四〇）

職員の犯罪に因り国に損害を与えたもの（千葉地方検察庁外六箇所）（四一）・（四七）

同　歳出

予算の使用当を得ないもの（法務庁）（四八）

工事費の部分払に当り処置当を得ないもの（法務庁）（四九）

経費の年度区分をみだつたもの（名古屋高等検察庁、甲都営刑務所多摩少年院）（五〇）・（五二）

職員の犯罪に因り国に損害を与えたもの（東京少年院）（五三）

収入印紙

職員の犯罪に因り国に損害を与えたもの（東京司法事務局日本橋出張所四箇所）（五四）・（五八）

外国貿易特別円資金特別会計　歳入

国有財産使用料の徴収決定をしていないもの（大阪府）（五九）

第五、大蔵省

一般会計歳入

取扱の過誤に因り租税の徴収過不足をきたしたもの（豊橋外一五税務署）（六〇）ー（三三五）

源泉徴収所得税等の未払込に対する徴収処置当を得ないもの（京橋外三大税務署）（三三六）ー（三四）

国有財産の貸付料及び売渡代金の収納処置当を得ないもの（東京外一〇財務局）（三七五）ー（三〇八）

国有財産の使用料が低価に失したもの（広島財務局）（三〇九）

国有財産の売渡価格が低価に失したもの（大阪、仙台、熊本各財務局）（三一〇）ー（三一四）

船舶の売渡価格が著しく低価に失したもの（東京外一〇財務局）（三一五）

損害賠償求償額が低価に失したもの（熊本財務局）（三一六）

職員の犯罪に因り国に損害を与えたもの（立川外六税務署）（三一七）ー（三二三）

同　歳出

架空の名義により支出し、これを予備費に経理したもの（関東信越財務局）（三二四）

経費の年度区分をみだつたもの（関東信越、熊本、大阪各財務局）（三二五）ー（三二七）

工事の施行に当り処置当を得ないもの（東京財務局）（三二八）

賠償機械の梱包作業に当り処置当を得ないもの（同）（三二九）

物品の購入に当り処置当を得ないもの（商工省総務局賠償実施部）（三三〇）

賠償指定工場管理委託費の支払に当り過払をしたもの〔埼玉県〕（三三一）
職員の犯罪に因り国に損害を与えたもの〔広島財務局〕（三三二）
国有物件
社寺国有境内地の管理当を得ないもの〔東京外五財務局〕（三三三）―（三四七）
国有財産の貸付目的を達していないもの〔東京外八財務局〕（三四八）
国有財産の管理当を得ないもの〔東京国税局、東京信越、名古屋名財務局〕（三四九）―（三五一）
物品を亡失されたもの〔東京財務局〕（三五二）
（終戦処理費関係の分）
一般会計　歳入
過払金の回収に関し処置当を得ないもの〔特別調達庁、東京都外三県〕（三五三）―（三五七）
歳出
工事の設計及び施行に当り処置当を得ないもの〔特別調達庁大阪支局大阪府外一県〕（三五八）（三五九）
工事費の精算に当り処置当を得ないもの〔特別調達庁横浜支局、北海道外五県〕（三六〇）―（三六五）
ガス供給契約に当り処置当を得ないもの〔特別調達庁〕（三六六）
電力料金の協定に当り処置当を得ないもの〔特別調達庁、特別調達庁仙台支局、埼玉県〕（三六七）―（三六九）
バス借上使用料の支払に当り処置当を得ないもの〔特別調達庁〕（三七〇）

統制価格の適用に当り処置当を得ないもの（特別調達庁、特別調達庁横浜支局）（三七二）（三七三）

機帆船運賃の支払に当り処置当を得ないもの（特別調達庁横浜支局）（三七三）

令嬢倉庫借上料の支払に当り処置当を得ないもの（兵庫、山形、西県）（三七四）（三七五）

丸釘購入代金の支払に当り処置当を得ないもの（特別調達庁大阪支局）（三七六）

木材の購入に当り処置当を得ないもの（岡山県）（三七七）

船舶の購入に当り処置当を得ないもの（広島県）（三七八）

貨物自動車運賃の支払に当り処置当を得ないもの（福岡県）（三七九）

給与の支払に当り処置当を得ず多額の未回収金を生じたもの（東京都）（三八〇）

解雇手当の支払に当り過払をしたもの（山口県）（三八一）

補助金の交付に当り処置当を得ないもの（神奈川県）（三八二）

支払が著しく遅延しているもの（東京都、鹿児島県）（三八三）

架空名義による支出をなす等処置当を得ないもの（特別調達庁福岡支局）（三八四）

小切手を詐取されたもの（東京都）（三八五）

職員の犯罪等に因り国に損害を与えたもの（特別調達庁、北海道外六県）（三八六）（三八七）

国有物件

物品の購入及び管理当を得ないもの（特別調達庁、各特別調達局）（三九七ノ四ノ九）

官給材料の処理当を得ないもの（特別調達庁札幌、横浜両支局、東京都外九府県（四三〇）、（四三六）、（四三七）、（四三八）、（四三九）、（四四〇）、（四四一）、（四四二）、（四四三）、（四四四）、（四四五）、（四四六）、（四四七）、（四四八）、（四四九）、（四五〇）、（四五一）、（四五二）、（四五三）、（四五四）、（四五五）、（四五六）、（四五七）、（四五八）、（四五九）、（四六〇）、（四六一）、（四六二）、（四六三）、（四六四）、（四六五）、（四六六）、（四六七）、（四六八）、（四六九）、（四七〇）、（四七一）、（四七二）、（四七三）、（四七四）、（四七五）、（四七六）、（四七七）、（四七八）、（四七九）、（四八〇）、（四八一）、（四八二）、（四八三）、（四八四）、（四八五）、（四八六）、（四八七）、（四八八）、（四八九）、（四九〇）、（四九一）、（四九二）、（四九三）、（四九四）、（四九五）、（四九六）、（四九七）、（四九八）、（四九九）、（五〇〇）、（五〇一）、（五〇二）、（五〇三）、（五〇四）、（五〇五）、（五〇六）、（五〇七）、（五〇八）、（五〇九）、（五一〇）、（五一一）、（五一二）、（五一三）、（五一四）、（五一五）、（五一六）、（五一七）、（五一八）、（五一九）、（五二〇）、（五二一）、（五二二）、（五二三）、（五二四）、（五二五）、（五二六）、（五二七）、（五二八）、（五二九）、（五三〇）、（五三一）、（五三二）、（五三三）、（五三四）、（五三五）、（五三六）、（五三七）、（五三八）、（五三九）、（五四〇）、（五四一）、（五四二）、（五四三）、（五四四）、（五四五）、（五四六）、（五四七）、（五四八）、（五四九）、（五五〇）、（五五一）、（五五二）、（五五三）、（五五四）、（五五五）、（五五六）、（五五七）、（五五八）、（五五九）、（五六〇）、（五六一）、（五六二）、（五六三）、（五六四）、（五六五）、（五六六）、（五六七）、（五六八）、（五六九）、（五七〇）、（五七一）、（五七二）、（五七三）、（五七四）、（五七五）、（五七六）、（五七七）、（五七八）、（五七九）、（五八〇）、（五八一）、（五八二）、（五八三）、（五八四）、（五八五）、（五八六）、（五八七）、（五八八）、（五八九）、（五九〇）、（五九一）、（五九二）、（五九三）、（五九四）、（五九五）、（五九六）、（五九七）、（五九八）、（五九九）、（六〇〇）、（六〇一）、（六〇二）、（六〇三）、（六〇四）、（六〇五）、（六〇六）、（六〇七）、（六〇八）、（六〇九）、（六一〇）、（六一一）、（六一二）、（六一三）、（六一四）、（六一五）、（六一六）、（六一七）、（六一八）、（六一九）、（六二〇）、（六二一）、（六二二）、（六二三）、（六二四）、（六二五）、（六二六）、（六二七）、（六二八）、（六二九）、（六三〇）、（六三一）、（六三二）、（六三三）、（六三四）、（六三五）、（六三六）、（六三七）、（六三八）、（六三九）、（六四〇）、（六四一）、（六四二）、（六四三）、（六四四）、（六四五）、（六四六）、（六四七）、（六四八）、（六四九）、（六五〇）、（六五一）、（六五二）、（六五三）、（六五四）、（六五五）、（六五六）、（六五七）、（六五八）、（六五九）、（六六〇）、（六六一）、（六六二）、（六六三）、（六六四）、（六六五）、（六六六）、（六六七）、（六六八）、（六六九）、（六七〇）、（六七一）、（六七二）、（六七三）、（六七四）、（六七五）、（六七六）、（六七七）、（六七八）、（六七九）、（六八〇）、（六八一）、（六八二）、（六八三）、（六八四）、（六八五）、（六八六）、（六八七）、（六八八）、（六八九）、（六九〇）、（六九一）、（六九二）、（六九三）、（六九四）、（六九五）、（六九六）、（六九七）、（六九八）、（六九九）、（七〇〇）、（七〇一）、（七〇二）、（七〇三）、（七〇四）、（七〇五）、（七〇六）、（七〇七）、（七〇八）、（七〇九）、（七一〇）、（七一一）、（七一二）、（七一三）、（七一四）、（七一五）、（七一六）、（七一七）、（七一八）、（七一九）、（七二〇）、（七二一）、（七二二）、（七二三）、（七二四）、（七二五）、（七二六）、（七二七）、（七二八）、（七二九）、（七三〇）、（七三一）、（七三二）、（七三三）、（七三四）、（七三五）、（七三六）、（七三七）、（七三八）、（七三九）、（七四〇）、（七四一）、（七四二）、（七四三）、（七四四）、（七四五）、（七四六）、（七四七）、（七四八）、（七四九）、（七五〇）、（七五一）、（七五二）、（七五三）、（七五四）、（七五五）、（七五六）、（七五七）、（七五八）、（七五九）、（七六〇）、（七六一）、（七六二）、（七六三）、（七六四）、（七六五）、（七六六）、（七六七）、（七六八）、（七六九）、（七七〇）、（七七一）、（七七二）、（七七三）、（七七四）、（七七五）、（七七六）、（七七七）、（七七八）、（七七九）、（七八〇）、（七八一）、（七八二）、（七八三）、（七八四）、（七八五）、（七八六）、（七八七）、（七八八）、（七八九）、（七九〇）、（七九一）、（七九二）、（七九三）、（七九四）、（七九五）、（七九六）、（七九七）、（七九八）、（七九九）、（八〇〇）、（八〇一）、（八〇二）、（八〇三）、（八〇四）、（八〇五）、（八〇六）、（八〇七）、（八〇八）、（八〇九）、（八一〇）、（八一一）、（八一二）、（八一三）、（八一四）、（八一五）、（八一六）、（八一七）、（八一八）、（八一九）、（八二〇）、（八二一）、（八二二）、（八二三）、（八二四）、（八二五）、（八二六）、（八二七）、（八二八）、（八二九）、（八三〇）、（八三一）、（八三二）、（八三三）、（八三四）、（八三五）、（八三六）、（八三七）、（八三八）、（八三九）、（八四〇）、（八四一）、（八四二）、（八四三）、（八四四）、（八四五）、（八四六）、（八四七）、（八四八）、（八四九）、（八五〇）、（八五一）、（八五二）、（八五三）、（八五四）、（八五五）、（八五六）、（八五七）、（八五八）、（八五九）、（八六〇）、（八六一）、（八六二）、（八六三）、（八六四）、（八六五）、（八六六）、（八六七）、（八六八）、（八六九）、（八七〇）、（八七一）、（八七二）、（八七三）、（八七四）、（八七五）、（八七六）、（八七七）、（八七八）、（八七九）、（八八〇）、（八八一）、（八八二）、（八八三）、（八八四）、（八八五）、（八八六）、（八八七）、（八八八）、（八八九）、（八九〇）、（八九一）、（八九二）、（八九三）、（八九四）、（八九五）、（八九六）、（八九七）、（八九八）、（八九九）、（九〇〇）、（九〇一）、（九〇二）、（九〇三）、（九〇四）、（九〇五）、（九〇六）、（九〇七）、（九〇八）、（九〇九）、（九一〇）、（九一一）、（九一二）、（九一三）、（九一四）、（九一五）、（九一六）、（九一七）、（九一八）、（九一九）、（九二〇）、（九二一）、（九二二）、（九二三）、（九二四）、（九二五）、（九二六）、（九二七）、（九二八）、（九二九）、（九三〇）、（九三一）、（九三二）、（九三三）、（九三四）、（九三五）、（九三六）、（九三七）、（九三八）、（九三九）、（九四〇）、（九四一）、（九四二）、（九四三）、（九四四）、（九四五）、（九四六）、（九四七）、（九四八）、（九四九）、（九五〇）、（九五一）、（九五二）、（九五三）、（九五四）、（九五五）、（九五六）、（九五七）、（九五八）、（九五九）、（九六〇）、（九六一）、（九六二）、（九六三）、（九六四）、（九六五）、（九六六）、（九六七）、（九六八）、（九六九）、（九七〇）、（九七一）、（九七二）、（九七三）、（九七四）、（九七五）、（九七六）、（九七七）、（九七八）、（九七九）、（九八〇）、（九八一）、（九八二）、（九八三）、（九八四）、（九八五）、（九八六）、（九八七）、（九八八）、（九八九）、（九九〇）、（九九一）、（九九二）、（九九三）、（九九四）、（九九五）、（九九六）、（九九七）、（九九八）、（九九九）、（一〇〇〇）、（一〇〇一）、（一〇〇二）、（一〇〇三）、（一〇〇四）、（一〇〇五）、（一〇〇六）、（一〇〇七）、（一〇〇八）、（一〇〇九）、（一〇一〇）、（一〇一一）、（一〇一二）、（一〇一三）、（一〇一四）、（一〇一五）、（一〇一六）、（一〇一七）、（一〇一八）、（一〇一九）、（一〇二〇）、（一〇二一）、（一〇二二）、（一〇二三）、（一〇二四）、（一〇二五）、（一〇二六）、（一〇二七）、（一〇二八）、（一〇二九）、（一〇三〇）、（一〇三一）、（一〇三二）、（一〇三三）、（一〇三四）、（一〇三五）、（一〇三六）、（一〇三七）、（一〇三八）、（一〇三九）、（一〇四〇）、（一〇四一）、（一〇四二）、（一〇四三）、（一〇四四）、（一〇四五）、（一〇四六）、（一〇四七）、（一〇四八）、（一〇四九）、（一〇五〇）、（一〇五一）、（一〇五二）、（一〇五三）、（一〇五四）、（一〇五五）、（一〇五六）、（一〇五七）、（一〇五八）、（一〇五九）、（一〇六〇）、（一〇六一）、（一〇六二）、（一〇六三）、（一〇六四）、（一〇六五）、（一〇六六）、（一〇六七）、（一〇六八）、（一〇六九）、（一〇七〇）、（一〇七一）、（一〇七二）、（一〇七三）、（一〇七四）、（一〇七五）、（一〇七六）、（一〇七七）、（一〇七八）、（一〇七九）、（一〇八〇）、（一〇八一）、（一〇八二）、（一〇八三）、（一〇八四）、（一〇八五）、（一〇八六）、（一〇八七）、（一〇八八）、（一〇八九）、（一〇九〇）、（一〇九一）、（一〇九二）、（一〇九三）、（一〇九四）、（一〇九五）、（一〇九六）、（一〇九七）、（一〇九八）、（一〇九九）、（一一〇〇）、（一一〇一）、（一一〇二）、（一一〇三）、（一一〇四）、（一一〇五）、（一一〇六）、（一一〇七）、（一一〇八）、（一一〇九）、（一一一〇）、（一一一一）、（一一一二）、（一一一三）、（一一一四）、（一一一五）、（一一一六）、（一一一七）、（一一一八）、（一一一九）、（一一二〇）、（一一二一）、（一一二二）、（一一二三）、（一一二四）、（一一二五）、（一一二六）、（一一二七）、（一一二八）、（一一二九）、（一一三〇）、（一一三一）、（一一三二）、（一一三三）、（一一三四）、（一一三五）、（一一三六）、（一一三七）、（一一三八）、（一一三九）、（一一四〇）、（一一四一）、（一一四二）、（一一四三）、（一一四四）、（一一四五）、（一一四六）、（一一四七）、（一一四八）、（一一四九）、（一一五〇）、（一一五一）、（一一五二）、（一一五三）、（一一五四）、（一一五五）、（一一五六）、（一一五七）、（一一五八）、（一一五九）、（一一六〇）、（一一六一）、（一一六二）、（一一六三）、（一一六四）、（一一六五）、（一一六六）、（一一六七）、（一一六八）、（一一六九）、（一一七〇）、（一一七一）、（一一七二）、（一一七三）、（一一七四）、（一一七五）、（一一七六）、（一一七七）、（一一七八）、（一一七九）、（一一八〇）、（一一八一）、（一一八二）、（一一八三）、（一一八四）、（一一八五）、（一一八六）、（一一八七）、（一一八八）、（一一八九）、（一一九〇）、（一一九一）、（一一九二）、（一一九三）、（一一九四）、（一一九五）、（一一九六）、（一一九七）、（一一九八）、（一一九九）、（一二〇〇）、（一二〇一）、（一二〇二）、（一二〇三）、（一二〇四）、（一二〇五）、（一二〇六）、（一二〇七）、（一二〇八）、（一二〇九）、（一二一〇）、（一二一一）、（一二一二）、（一二一三）、（一二一四）、（一二一五）、（一二一六）、（一二一七）、（一二一八）、（一二一九）、（一二二〇）、（一二二一）、（一二二二）、（一二二三）、（一二二四）、（一二二五）、（一二二六）、（一二二七）、（一二二八）、（一二二九）、（一二三〇）、（一二三一）、（一二三二）、（一二三三）、（一二三四）、（一二三五）、（一二三六）、（一二三七）、（一二三八）、（一二三九）、（一二四〇）、（一二四一）、（一二四二）、（一二四三）、（一二四四）、（一二四五）、（一二四六）、（一二四七）、（一二四八）、（一二四九）、（一二五〇）、（一二五一）、（一二五二）、（一二五三）、（一二五四）、（一二五五）、（一二五六）、（一二五七）、（一二五八）、（一二五九）、（一二六〇）、（一二六一）、（一二六二）、（一二六三）、（一二六四）、（一二六五）、（一二六六）、（一二六七）、（一二六八）、（一二六九）、（一二七〇）、（一二七一）、（一二七二）、（一二七三）、（一二七四）、（一二七五）、（一二七六）、（一二七七）、（一二七八）、（一二七九）、（一二八〇）、（一二八一）、（一二八二）、（一二八三）、（一二八四）、（一二八五）、（一二八六）、（一二八七）、（一二八八）、（一二八九）、（一二九〇）、（一二九一）、（一二九二）、（一二九三）、（一二九四）、（一二九五）、（一二九六）、（一二九七）、（一二九八）、（一二九九）、（一三〇〇）、（一三〇一）、（一三〇二）、（一三〇三）、（一三〇四）、（一三〇五）、（一三〇六）、（一三〇七）、（一三〇八）、（一三〇九）、（一三一〇）、（一三一一）、（一三一二）、（一三一三）、（一三一四）、（一三一五）、（一三一六）、（一三一七）、（一三一八）、（一三一九）、（一三二〇）、（一三二一）、（一三二二）、（一三二三）、（一三二四）、（一三二五）、（一三二六）、（一三二七）、（一三二八）、（一三二九）、（一三三〇）、（一三三一）、（一三三二）、（一三三三）、（一三三四）、（一三三五）、（一三三六）、（一三三七）、（一三三八）、（一三三九）、（一三四〇）、（一三四一）、（一三四二）、（一三四三）、（一三四四）、（一三四五）、（一三四六）、（一三四七）、（一三四八）、（一三四九）、（一三五〇）、（一三五一）、（一三五二）、（一三五三）、（一三五四）、（一三五五）、（一三五六）、（一三五七）、（一三五八）、（一三五九）、（一三六〇）、（一三六一）、（一三六二）、（一三六三）、（一三六四）、（一三六五）、（一三六六）、（一三六七）、（一三六八）、（一三六九）、（一三七〇）、（一三七一）、（一三七二）、（一三七三）、（一三七四）、（一三七五）、（一三七六）、（一三七七）、（一三七八）、（一三七九）、（一三八〇）、（一三八一）、（一三八二）、（一三八三）、（一三八四）、（一三八五）、（一三八六）、（一三八七）、（一三八八）、（一三八九）、（一三九〇）、（一三九一）、（一三九二）、（一三九三）、（一三九四）、（一三九五）、（一三九六）、（一三九七）、（一三九八）、（一三九九）、（一四〇〇）、（一四〇一）、（一四〇二）、（一四〇三）、（一四〇四）、（一四〇五）、（一四〇六）、（一四〇七）、（一四〇八）、（一四〇九）、（一四一〇）、（一四一一）、（一四一二）、（一四一三）、（一四一四）、（一四一五）、（一四一六）、（一四一七）、（一四一八）、（一四一九）、（一四二〇）、（一四二一）、（一四二二）、（一四二三）、（一四二四）、（一四二五）、（一四二六）、（一四二七）、（一四二八）、（一四二九）、（一四三〇）、（一四三一）、（一四三二）、（一四三三）、（一四三四）、（一四三五）、（一四三六）、（一四三七）、（一四三八）、（一四三九）、（一四四〇）、（一四四一）、（一四四二）、（一四四三）、（一四四四）、（一四四五）、（一四四六）、（一四四七）、（一四四八）、（一四四九）、（一四五〇）、（一四五一）、（一四五二）、（一四五三）、（一四五四）、（一四五五）、（一四五六）、（一四五七）、（一四五八）、（一四五九）、（一四六〇）、（一四六一）、（一四六二）、（一四六三）、（一四六四）、（一四六五）、（一四六六）、（一四六七）、（一四六八）、（一四六九）、（一四七〇）、（一四七一）、（一四七二）、（一四七三）、（一四七四）、（一四七五）、（一四七六）、（一四七七）、（一四七八）、（一四七九）、（一四八〇）、（一四八一）、（一四八二）、（一四八三）、（一四八四）、（一四八五）、（一四八六）、（一四八七）、（一四八八）、（一四八九）、（一四九〇）、（一四九一）、（一四九二）、（一四九三）、（一四九四）、（一四九五）、（一四九六）、（一四九七）、（一四九八）、（一四九九）、（一五〇〇）、（一五〇一）、（一五〇二）、（一五〇三）、（一五〇四）、（一五〇五）、（一五〇六）、（一五〇七）、（一五〇八）、（一五〇九）、（一五一〇）、（一五一一）、（一五一二）、（一五一三）、（一五一四）、（一五一五）、（一五一六）、（一五一七）、（一五一八）、（一五一九）、（一五二〇）、（一五二一）、（一五二二）、（一五二三）、（一五二四）、（一五二五）、（一五二六）、（一五二七）、（一五二八）、（一五二九）、（一五三〇）、（一五三一）、（一五三二）、（一五三三）、（一五三四）、（一五三五）、（一五三六）、（一五三七）、（一五三八）、（一五三九）、（一五四〇）、（一五四一）、（一五四二）、（一五四三）、（一五四四）、（一五四五）、（一五四六）、（一五四七）、（一五四八）、（一五四九）、（一五五〇）、（一五五一）、（一五五二）、（一五五三）、（一五五四）、（一五五五）、（一五五六）、（一五五七）、（一五五八）、（一五五九）、（一五六〇）、（一五六一）、（一五六二）、（一五六三）、（一五六四）、（一五六五）、（一五六六）、（一五六七）、（一五六八）、（一五六九）、（一五七〇）、（一五七一）、（一五七二）、（一五七三）、（一五七四）、（一五七五）、（一五七六）、（一五七七）、（一五七八）、（一五七九）、（一五八〇）、（一五八一）、（一五八二）、（一五八三）、（一五八四）、（一五八五）、（一五八六）、（一五八七）、（一五八八）、（一五八九）、（一五九〇）、（一五九一）、（一五九二）、（一五九三）、（一五九四）、（一五九五）、（一五九六）、（一五九七）、（一五九八）、（一五九九）、（一六〇〇）、（一六〇一）、（一六〇二）、（一六〇三）、（一六〇四）、（一六〇五）、（一六〇六）、（一六〇七）、（一六〇八）、（一六〇九）、（一六一〇）、（一六一一）、（一六一二）、（一六一三）、（一六一四）、（一六一五）、（一六一六）、（一六一七）、（一六一八）、（一六一九）、（一六二〇）、（一六二一）、（一六二二）、（一六二三）、（一六二四）、（一六二五）、（一六二六）、（一六二七）、（一六二八）、（一六二九）、（一六三〇）、（一六三一）、（一六三二）、（一六三三）、（一六三四）、（一六三五）、（一六三六）、（一六三七）、（一六三八）、（一六三九）、（一六四〇）、（一六四一）、（一六四二）、（一六四三）、（一六四四）、（一六四五）、（一六四六）、（一六四七）、（一六四八）、（一六四九）、（一六五〇）、（一六五一）、（一六五二）、（一六五三）、（一六五四）、（一六五五）、（一六五六）、（一六五七）、（一六五八）、（一六五九）、（一六六〇）、（一六六一）、（一六六二）、（一六六三）、（一六六四）、（一六六五）、（一六六六）、（一六六七）、（一六六八）、（一六六九）、（一六七〇）、（一六七一）、（一六七二）、（一六七三）、（一六七四）、（一六七五）、（一六七六）、（一六七七）、（一六七八）、（一六七九）、（一六八〇）、（一六八一）、（一六八二）、（一六八三）、（一六八四）、（一六八五）、（一六八六）、（一六八七）、（一六八八）、（一六八九）、（一六九〇）、（一六九一）、（一六九二）、（一六九三）、（一六九四）、（一六九五）、（一六九六）、（一六九七）、（一六九八）、（一六九九）、（一七〇〇）、（一七〇一）、（一七〇二）、（一七〇三）、（一七〇四）、（一七〇五）、（一七〇六）、（一七〇七）、（一七〇八）、（一七〇九）、（一七一〇）、（一七一一）、（一七一二）、（一七一三）、（一七一四）、（一七一五）、（一七一六）、（一七一七）、（一七一八）、（一七一九）、（一七二〇）、（一七二一）、（一七二二）、（一七二三）、（一七二四）、（一七二五）、（一七二六）、（一七二七）、（一七二八）、（一七二九）、（一七三〇）、（一七三一）、（一七三二）、（一七三三）、（一七三四）、（一七三五）、（一七三六）、（一七三七）、（一七三八）、（一七三九）、（一七四〇）、（一七四一）、（一七四二）、（一七四三）、（一七四四）、（一七四五）、（一七四六）、（一七四七）、（一七四八）、（一七四九）、（一七五〇）、（一七五一）、（一七五二）、（一七五三）、（一七五四）、（一七五五）、（一七五六）、（一七五七）、（一七五八）、（一七五九）、（一七六〇）、（一七六一）、（一七六二）、（一七六三）、（一七六四）、（一七六五）、（一七六六）、（一七六七）、（一七六八）、（一七六九）、（一七七〇）、（一七七一）、（一七七二）、（一七七三）、（一七七四）、（一七七五）、（一七七六）、（一七七七）、（一七七八）、（一七七九）、（一七八〇）、（一七八一）、（一七八二）、（一七八三）、（一七八四）、（一七八五）、（一七八六）、（一七八七）、（一七八八）、（一七八九）、（一七九〇）、（一七九一）、（一七九二）、（一七九三）、（一七九四）、（一七九五）、（一七九六）、（一七九七）、（一七九八）、（一七九九）、（一八〇〇）、（一八〇一）、（一八〇二）、（一八〇三）、（一八〇四）、（一八〇五）、（一八〇六）、（一八〇七）、（一八〇八）、（一八〇九）、（一八一〇）、（一八一一）、（一八一二）、（一八一三）、（一八一四）、（一八一五）、（一八一六）、（一八一七）、（一八一八）、（一八一九）、（一八二〇）、（一八二一）、（一八二二）、（一八二三）、（一八二四）、（一八二五）、（一八二六）、（一八二七）、（一八二八）、（一八二九）、（一八三〇）、（一八三一）、（一八三二）、（一八三三）、（一八三四）、（一八三五）、（一八三六）、（一八三七）、（一八三八）、（一八三九）、（一八四〇）、（一八四一）、（一八四二）、（一八四三）、（一八四四）、（一八四五）、（一八四六）、（一八四七）、（一八四八）、（一八四九）、（一八五〇）、（一八五一）、（一八五二）、（一八五三）、（一八五四）、（一八五五）、（一八五六）、（一八五七）、（一八五八）、（一八五九）、（一八六〇）、（一八六一）、（一八六二）、（一八六三）、（一八六四）、（一八六五）、（一八六六）、（一八六七）、（一八六八）、（一八六九）、（一八七〇）、（一八七一）、（一八七二）、（一八七三）、（一八七四）、（一八七五）、（一八七六）、（一八七七）、（一八七八）、（一八七九）、（一八八〇）、（一八八一）、（一八八二）、（一八八三）、（一八八四）、（一八八五）、（一八八六）、（一八八七）、（一八八八）、（一八八九）、（一八九〇）、（一八九一）、（一八九二）、（一八九三）、（一八九四）、（一八九五）、（一八九六）、（一八九七）、（一八九八）、（一八九九）、（一九〇〇）、（一九〇一）、（一九〇二）、（一九〇三）、（一九〇四）、（一九〇五）、（一九〇六）、（一九〇七）、（一九〇八）、（一九〇九）、（一九一〇）、（一九一一）、（一九一二）、（一九一三）、（一九一四）、（一九一五）、（一九一六）、（一九一七）、（一九一八）、（一九一九）、（一九二〇）、（一九二一）、（一九二二）、（一九二三）、（一九二四）、（一九二五）、（一九二六）、（一九二七）、（一九二八）、（一九二九）、（一九三〇）、（一九三一）、（一九三二）、（一九三三）、（一九三四）、（一九三五）、（一九三六）、（一九三七）、（一九三八）、（一九三九）、（一九四〇）、（一九四一）、（一九四二）、（一九四三）、（一九四四）、（一九四五）、（一九四六）、（一九四七）、（一九四八）、（一九四九）、（一九五〇）、（一九五一）、（一九五二）、（一九五三）、（一九五四）、（一九五五）、（一九五六）、（一九五七）、（一九五八）、（一九五九）、（一九六〇）、（一九六一）、（一九六二）、（一九六三）、（一九六四）、（一九六五）、（一九六六）、（一九六七）、（一九六八）、（一九六九）、（一九七〇）、（一九七一）、（一九七二）、（一九七三）、（一九七四）、（一九七五）、（一九七六）、（一九七七）、（一九七八）、（一九七九）、（一九八〇）、（一九八一）、（一九八二）、（一九八三）、（一九八四）、（一九八五）、（一九八六）、（一九八七）、（一九八八）、（一九八九）、（一九九〇）、（一九九一）、（一九九二）、（一九九三）、（一九九四）、（一九九五）、（一九九六）、（一九九七）、（一九九八）、（一九九九）、（二〇〇〇）、（二〇〇一）、（二〇〇二）、（二〇〇三）、（二〇〇四）、（二〇〇五）、（二〇〇六）、（二〇〇七）、（二〇〇八）、（二〇〇九）、（二〇一〇）、（二〇一一）、（二〇一二）、（二〇一三）、（二〇一四）、（二〇一五）、（二〇一六）、（二〇一七）、（二〇一八）、（二〇一九）、（二〇二〇）、（二〇二一）、（二〇二二）、（二〇二三）、（二〇二四）、（二〇二五）、（二〇二六）、（二〇二七）、（二〇二八）、（二〇二九）、（二〇三〇）、（二〇三一）、（二〇三二）、（二〇三三）、（二〇三四）、（二〇三五）、（二〇三六）、（二〇三七）、（二〇三八）、（二〇三九）、（二〇四〇）、（二〇四一）、（二〇四二）、（二〇四三）、（二〇四四）、（二〇四五）、（二〇四六）、（二〇四七）、（二〇四八）、（二〇四九）、（二〇五〇）、（二〇五一）、（二〇五二）、（二〇五三）、（二〇五四）、（二〇五五）、（二〇五六）、（二〇五七）、（二〇五八）、（二〇五九）、（二〇六〇）、（二〇六一）、（二〇六二）、（二〇六三）、（二〇六四）、（二〇六五）、（二〇六六）、（二〇六七）、（二〇六八）、（二〇六九）、（二〇七〇）、（二〇七一）、（二〇七二）、（二〇七三）、（二〇七四）、（二〇七五）、（二〇七六）、（二〇七七）、（二〇七八）、（二〇七九）、（二〇八〇）、（二〇八一）、（二〇八二）、（二〇八三）、（二〇八四）、（二〇八五）、（二〇八六）、（二〇八七）、（二〇八八）、（二〇八九）、（二〇九〇）、（二〇九一）、（二〇九二）、（二〇九三）、（二〇九四）、（二〇九五）、（二〇九六）、（二〇九七）、（二〇九八）、（二〇九九）、（二一〇〇）、（二一〇一）、（二一〇二）、（二一〇三）、（二一〇四）、（二一〇五）、（二一〇六）、（二一〇七）、（二一〇八）、（二一〇九）、（二一一〇）、（二一一一）、（二一一二）、（二一一三）、（二一一四）、（二一一五）、（二一一六）、（二一一七）、（二一一八）、（二一一九）、（二一二〇）、（二一二一）、（二一二二）、（二一二三）、（二一二四）、（二一二五）、（二一二六）、（二一二七）、（二一二八）、（二一二九）、（二一三〇）、（二一三一）、（二一三二）、（二一三三）、（二一三四）、（二一三五）、（二一三六）、（二一三七）、（二一三八）、（二一三九）、（二一四〇）、（二一四一）、（二一四二）、（二一四三）、（二一四四）、（二一四五）、（二一四六）、（二一四七）、（二一四八）、（二一四九）、（二一五〇）、（二一五一）、（二一五二）、（二一五三）、（二一五四）、（二一五五）、（二一五六）、（二一五七）、（二一五八）、（二一五九）、（二一六〇）、（二一六一）、（二一六二）、（二一六三）、（二一六四）、（二一六五）、（二一六六）、（二一六七）、（二一六八）、（二一六九）、（二一七〇）、（二一七一）、（二一七二）、（二一七三）、（二一七四）、（二一七五）、（二一七六）、（二一七七）、（二一七八）、（二一七九）、（二一八〇）、（二一八一）、（二一八二）、（二一八三）、（二一八四）、（二一八五）、（二一八六）、（二一八七）、（二一八八）、（二一八九）、（二一九〇）、（二一九一）、（二一九二）、（二一九三）、（二一九四）、（二一九五）、（二一九六）、（二一九七）、（二一九八）、（二一九九）、（二二〇〇）、（二二〇一）、（二二〇二）、（二二〇三）、（二二〇四）、（二二〇五）、（二二〇六）、（二二〇七）、（二二〇八）、（二二〇九）、（二二一〇）、（二二一一）、（二二一二）、（二二一三）、（二二一四）、（二二一五）、（二二一六）、（二二一七）、（二二一八）、（二二一九）、（二二二〇）、（二二二一）、（二二二二）、（二二二三）、（二二二四）、（二二二五）、（二二二六）、（二二二七）、（二二二八）、（二二二九）、（二二三〇）、（二二三一）、（二二三二）、（二二三三）、（二二三四）、（二二三五）、（二二三六）、（二二三七）、（二二三八）、（二二三九）、（二二四〇）、（二二四一）、（二二四二）、（二二四三）、（二二四四）、（二二四五）、（二二四六）、（二二四七）、（二二四八）、（二二四九）、（二二五〇）、（二二五一）、（二二五二）、（二二五三）、（二二五四）、（二二五五）、（二二五六）、（二二五七）、（二二五八）、（二二五九）、（二二六〇）、（二二六一）、（二二六二）、（二二六三）、（二二六四）、（二二六五）、（二二六六）、（二二六七）、（二二六八）、（二二六九）、（二二七〇）、（二二七一）、（二二七二）、（二二七三）、（二二七四）、（二二七五）、（二二七六）、（二二七七）、（二二七八）、（二二七九）、（二二八〇）、（二二八一）、（二二八二）、（二二八三）、（二二八四）、（二二八五）、（二二八六）、（二二八七）、（二二八八）、（二二八九）、（二二九〇）、（二二九一）、（二二九二）、（二二九三）、（二二九四）、（二二九五）、（二二九六）、（二二九七）、（二二九八）、（二二九九）、（二三〇〇）、（二三〇一）、（二三〇二）、（二三〇三）、（二三〇四）、（二三〇五）、（二三〇六）、（二三〇七）、（二三〇八）、（二三〇九）、（二三一〇）、（二三一一）、（二三一二）、（二三一三）、（二三一四）、（二三一五）、（二三一六）、（二三一七）、（二三一八）、（二三一九）、（二三二〇）、（二三二一）、（二三二二）、（二三二三）、（二三二四）、（二三二五）、（二三二六）、（二三二七）、（二三二八）、（二三二九）、（二三三〇）、（二三三一）、（二三三二）、（二三三三）、（二三三四）、（二三三五）、（二三三六）、（二三三七）、（二三三八）、（二三三九）、（二三四〇）、（二三四一）、（二三四二）、（二三四三）、（二三四四）、（二三四五）、（二三四六）、（二三四七）、（二三四八）、（二三四九）、（二三五〇）、（二三五一）、（二三五二）、（二三五三）、（二三五四）、（二三五五）、（二三五六）、（二三五七）、（二三五八）、（二三五九）、（二三六〇）、（二三六一）、（二三六二）、（二三六三）、（二三六四）、（二三六五）、（二三六六）、（二三六七）、（二三六八）、（二三六九）、（二三七〇）、（二三七一）、（二三七二）、（二三七三）、（二三七四）、（二三七五）、（二三七六）、（二三七七）、（二三七八）、（二三七九）、（二三八〇）、（二三八一）、（二三八二）、（二三八三）、（二三八四）、（二三八五）、（二三八六）、（二三八七）、（二三八八）、（二三八九）、（二三九〇）、（二三九一）、（二三九二）、（二三九三）、（二三九四）、（二三九五）、（二三九六）、（二三九七）、（二三九八）、（二三九九）、（二四〇〇）、（二四〇一）、（二四〇二）、（二四〇三）、（二四〇四）、（二四〇五）、（二四〇六）、（二四〇七）、（二四〇八）、（二四〇九）、（二四一〇）、（二四一一）、（二四一二）、（二四一三）、（二四一四）、（二四一五）、（二四一六）、（二四一七）、（二四一八）、（二四一九）、（二四二〇）、（二四二一）、（二四二二）、（二四二三）、（二四二四）、（二四二五）、（二四二六）、（二四二七）、（二四二八）、（二四二九）、（二四三〇）、（二四三一）、（二四三二）、（二四三三）、（二四三四）、（二四三五）、（二四三六）、（二四三七）、（二四三八）、（二四三九）、（二四四〇）、（二四四一）、（二四四二）、（二四四三）、（二四四四）、（二四四五）、（二四四六）、（二四四七）、（二四四八）、（二四四九）、（二四五〇）、（二四五一）、（二四五二）、（二四五三）、（二四五四）、（二四五五）、（二四五六）、（二四五七）、（二四五八）、（二四五九）、（二四六〇）、（二四六一）、（二四六二）、（二四六三）、（二四六四）、（二四六五）、（二四六六）、（二四六七）、（二四六八）、（二四六九）、（二四七〇）、（二四七一）、（二四七二）、（二四七三）、（二四七四）、（二四七五）、（二四七六）、（二四七七）、（二四七八）、（二四七九）、（二四八〇）、（二四八一）、（二四八二）、（二四八三）、（二四八四）、（二四八五）、（二四八六）、（二四八七）、（二四八八）、（二四八九）、（二四九〇）、（二四九一）、（二四九二）、（二四九三）、（二四九四）、（二四九五）、（二四九六）、（二四九七）、（二四九八）、（二四九九）、（二五〇〇）、（二五〇一）、（二五〇二）、（二五〇三）、（二五〇四）、（二五〇五）、（二五〇六）、（二五〇七）、（二五〇八）、（二五〇九）、（二五一〇）、（二五一一）、（二五一二）、（二五一三）、（二五一四）、（二五一五）、（二五一六）、（二五一七）、（二五一八）、（二五一九）、（二五二〇）、（二五二一）、（二五二二）、（二五二三）、（二五二四）、（二五二五）、（二五二六）、（二五二七）、（二五二八）、（二五二九）、（二五三〇）、（二五三一）、（二五三二）、（二五三三）、（二五三四）、（二五三五）、（二五三六）、（二五三七）、（二五三八）、（二五三九）、（二五四〇）、（二五四一）、（二五四二）、（二五四三）、（二五四四）、（二五四五）、（二五四六）、（二五四七）、（二五四八）、（二五四九）、（二五五〇）、（二五五一）、（二五五二）、（二五五三）、（二五五四）、（二五五五）、（二五五六）、（二五五七）、（二五五八）、（二五五九）、（二五六〇）、（二五六一）、（二五六二）、（二五六三）、（二五六四）、（二五六五）、（二五六六）、（二五六七）、（二五六八）、（二五六九）、（二五七〇）、（二五七一）、（二五七二）、（二五七三）、（二五七四）、（二五七五）、（二五七六）、（二五七七）、（二五七八）、（二五七九）、（二五八〇）、（二五八一）、（二五八二）、（二五八三）、（二五八四）、（二五八五）、（二五八六）、（二五八七）、（二五八八）、（二五八九）、（二五九〇）、（二五九一）、（二五九二）、（二五九三）、（二五九四）、（二五九五）、（二五九六）、（二五九七）、（二五九八）、（二五九九）、（二六〇〇）、（二六〇一）、（二六〇二）、（二六〇三）、（二六〇四）、（二六〇五）、（二六〇六）、（二六〇七）、（二六〇八）、（二六〇九）、（二六一〇）、（二六一一）、（二六一二）、（二六一三）、（二六一四）、（二六一五）、（二六一六）、（二六一七）、（二六一八）、（二六一九）、（二六二〇）、（二六二一）、（二六二二）、（二六二三）、（二六二四）、（二六二五）、（二六二六）、（二六二七）、（二六二八）、（二六二九）、（二六三〇）、（二六三一）、（二六三二）、（二六三三）、（二六三四）、（二六三五）、（二六三六）、（二六三七）、（二六三八）、（二六三九）、（二六四〇）、（二六四一）、（二六四二）、（二六四三）、（二六四四）、（二六四五）、（二六四六）、（二六四七）、（二六四八）、（二六四九）、（二六五〇）、（二六五一）、（二六五二）、（二六五三）、（二六五四）、（二六五五）、（二六五六）、（二六五七）、（二六五八）、（二六五九）、（二六六〇）、（二六六一）、（二六六二）、（二六六三）、（二六六四）、（二六六五）、（二六六六）、（二六六七）、（二六六八）、（二六六九）、（二六七〇）、（二六七一）、（二六七二）、（二六七三）、（二六七四）、（二六七五）、（二六七六）、（二六七七）、（二六七八）、（二六七九）、（二六八〇）、（二六八一）、（二六八二）、（二六八三）、（二六八四）、（二六八五）、（二六八六）、（二六八七）、（二六八八）、（二六八九）、（二六九〇）、（二六九一）、（二六九二）、（二六九三）、（二六九四）、（二六九五）、（二六九六）、（二六九七）、（二六九八）、（二六九九）、（二七〇〇）、（二七〇一）、（二七〇二）

物納財産に対する使用料の徴収決定を延滞しているもの（東京外八財務局）（四四六）

同　歳出

物納財産処分時別手数料の支払に当り処置当を得ないもの（東京外六財務局）（四四七）

第六　文部省

一般会計　歳入

病院収入の徴収に当り処置当を得ないもの（東北大学外六箇所）（四四八）

職員の犯罪に因り国に損害を与えたもの（保健研究所）（四四九）

同　歳出

予算の示達を遅延したもの（文部省）（四五〇）

義務教育等国庫負担金の交付に関し処置当を得ないもの（同）（四五一）

補助金の交付に当り処置当を得ないもの（文部省、東京都外七府県）（四五二）―（四五九）

会計経理がはなはだしくみだれているもの（統計数理研究所）（四六一）

土地の購入に当り処置当を得ないもの（東京体育専門学校）（四六二）

国有物件

国有財産の管理当を得ないもの（大阪大学、東京第二師範学校）（四六三）（四六四）

第七　厚生省

一般会計　歳入

国立病院及び療養所の収納未済多額に上るもの〔国立八雲療養所外七箇所〕（四六五）

薬品売渡代金の徴収に当り処置当を得ないもの〔厚生省〕（四六六）

補助金の回収に関し処置当を得ないもの〔東京都外七道府県〕（四六七）（四六八）

同　歳出

補助金の交付に当り処置当を得ないもの〔東京都外一一県〕（四六九）―（四八一）

補助金の精算を遷延しているもの〔宮城県〕（四八二）

職員の犯罪に因り国に損害を与えたもの〔東京都民政局世話課岐阜県民政部世話課〕（四八三）（四八四）

国有物件

物品の取扱処置当を得ないもの〔厚生省〕（四八五）

厚生保険特別会計　歳入

職員の犯に因り国に損害を与えたもの〔直才社会保険出張所〕（四八六）

第八　農林省

一般会計歳入

農業水利費分担金の徴収処置当を得ないもの（東京外五農地事務局）（四八七）

補助金の回収に関し処置当を得ないもの（農林省）（四八八）

同　歳出

補助金の交付に当り処置当を得ないもの（農林省）（四八九）

予算の使用当を得ないもの（北海道石狩、日高両支庁）（四九〇）

国有物件

国の財産を無償で貸し付けているもの（北海道）（四九一）

使用予定のない建築資材等の処理当を得ないもの（同）（四九二）

食糧管理特別会計歳入歳出

売買を作為し公団の損失を補てんしたもの（食糧管理局）（四九三）

同　歳入

主要食糧の売渡に当り処置当を得ないもの（北海道、京都両　食糧事務所）（四九四）（四九五）

同　歳出

予算の使用当を得ないもの（食糧管理局）（四九六）

主要食糧購入代金の支払に当り処置当を得ないもの〔神奈川新潟大阪各食糧事務所〕（四九七）―（四九九）

運送賃加算額の支払に当り過払をしたもの〔新潟食糧事務所〕（五〇〇）

新炭需給調節特別会計歳入

歳出

新炭売渡代金の徴収処置当を得ないもの〔各木炭事務所〕（五〇一）

同

予算をこえて債務を負担したもの〔林野局〕（五〇二）

新炭購入代金の支払に当り処置当を得ないもの〔福島京都鹿児島各木炭事務所〕（五〇三）―（五〇五）

横持料を不当に支払つたもの〔林野局〕（五〇六）

指定集荷業者等に対する手数料を不当増額したもの〔同〕（五〇七）

資金

法律に違反して資金を借り入れたもの〔林野局〕（五〇八）

国有物件

新炭の現品が不足しているもの〔各木炭事務所〕（五〇九）

農業共済再保険特別会計　歳入

再保険料等の徴収処置当を得ないもの〔農林省〕（五一〇）

自作農創設特別措置特別会計　歳入歳出。

農地等購入代金の支払及び売渡代金の徴収に当り処置当を得ないもの〔福井県〕（五一二）

同　　歳入

農地等の売渡代金の徴収処置当を得ないもの〔商工省（通商産業省）〕

第九　商工省所管　歳出

一般会計

補助金の交付に当り処置当を得ないもの〔商工省〕（五一三）

国有物件

国有物に対する処置当を得ないもの〔同〕（五一四）

官有物払下

アルコール専売事業特別会計　歳入

アルコールの売渡に当り処置当を得ないもの〔札幌外五商工局〕（五一五）

同　　歳出

アルコール賠償金の支払に当り過払を生じたもの〔東京商工局〕（五一六）

国有物件

アルコールを帳簿外に処理したもの〔東京通商産業局千葉石岡両アルコール工場〕（五一七）

糖蜜の管理はなはだしく当を得ないもの〔東京通商産業局千葉アルコール工場〕（五一八）

第十　運輸省

一般会計歳入

特殊物件売渡代金の回収処置当を得ないもの〔運輸省鉄道総局〕（五一九）

同　　歳出

予算の使用当を得ないもの〔第一・第二・第四各港湾建設部〕（五二〇）―（五二三）

工事の設計及び施行に当り処置当を得ないもの〔第一港湾建設部〕（五二四）

補助金の交付に当り処置当を得ないもの〔香川県〕（五二五）

資金

法律に基かないで特別の資金を保有し予算外に経理したもの〔船舶訓練所〕（五二六）

国有鉄道事業特別会計　歳出

予算をこえて工事を施行しその経理当を得ないもの〔国有鉄道各局所〕（五二七）

不経済な工事を施行したもの〔盛岡地方施設部〕（五二八）

著しく多額の工事費を支払つたもの〔名古屋鉄道局敦賀管理部〕（五二九）

国鉄共済組合に対し国庫負担金を過払したもの〔札幌鉄道局苗穂工機部〕（五三〇）

夜勤加給の支払に当り所得税の源泉徴収を行わなかつたもの〔国有鉄道各局所〕（五三一）

経費の年度区分をみだつたもの〔名古屋鉄道局甲府管理部〕（五三二）

職員の犯罪に因り国に損害を与えたもの〔札幌鉄道局函館釧路両管理部〕（五三三）（五三四）

資金

物品の売渡に関し経理処置当を得ないもの〔東京鉄道局〕（五三五）（五三六）

貯蔵品購入資金の運用当を得ないもの〔運輸省鉄道総局〕（五三七）

物品の購入に当り処置当を得ないもの〔東京鉄道局門司鉄道局小倉工機部〕（五三八）（五三九）

物品の加工債が著しく高価なもの〔名古屋鉄道局〕（五四〇）

新製造代金が著しく高価なもの〔大阪鉄道局姫路管理部〕（五四一）

タンク車使用料の支払に当り処置当を得ないもの〔運輸省鉄道総局〕（五四二）

国有物件

国有財産の管理当を得ないもの〔札幌地方施設部〕（五四三）

物品の経理処置当を得ないもの〔国有鉄道各工機部〕（五四四）

未実施のまま車両を製作納入させたもの〔運輸省鉄道総局〕（五四五）

貯蔵品の取扱当を得ないもの〔札幌鉄道局〕〔五四六〕

多量の交付原材料が未回収のままとなっているもの〔大阪鉄道局〕（五四七）

貯蔵品の整理当を得ないもの〔運輸省鉄道総局〕（五四八）

第十一　逓信省

一　報会計歳出

架空の名義により支出しみだりにこれを使用したもの
予算の使用当を得ないもの〔同〕（五五〇）
通信事業特別会計、歳入歳出決算の作成に当り金額の計上を誤つたもの〔逓信省〕（五五一）
歳入歳出
同
予算の使用当を得ないもの〔逓信省管下各局所〕（五五二）（五五三）
郵便はがきの製造計画当を得ないもの〔逓信省資材局〕
物品を著しく高価に購入したもの〔同〕（五五四）
運送費の支払に当り処置当を得ないもの〔同〕（五五六）
経費の年度区分をみだつたもの〔長野逓信局〕（五五七）
予算の目的に反した工事を施行し損失をきたしたもの〔東京逓信局〕（五五八）
給与の支払に当り所得税の源泉徴収をしなかつたもの〔逓信省管下各局所〕（五五九）
小切手を詐取されたもの〔札幌逓信局〕（五六〇）
職員の犯罪に因る欠損を補てんしたもの〔貯金局簡易保険局〕（五六一）
不用の物品を購入したもの〔岡谷外四電気通信工事局〕（五六二）
職員の犯罪に因り国に損害を与えたもの〔下関電気通信工事局〕（五六三）

第十二　労働省

一般会計歳入

政府関係機関予算

受産共同作業特別施設利用料の徴収決定を遅延しているもの〔各都道府県〕（五六四）

同

歳出

職員の犯罪に因り国に損害を与えたもの〔広島労働基準局〕（五六五）

労働者災害補償保険特別会計　歳出

職員の犯罪に因り国に損害を与えたもの〔東京、長崎両労働基準局〕（五六六）（五六七）

第十三　建設省

一般会計歳入

工事費分担金の徴収処置当を得ないもの〔鳥取、香川両県〕（五六八）（五六九）

持殊物件売渡代金の徴収処置当を得ないもの〔東京都四県〕（五七〇）―（五七四）

同

歳出

工事の施行に当り計画当を得ないもの〔建設省〕（五七五）

経費の年度区分をみだったもの〔建設省特別建設局営繕部大阪地方部〕（五七六）

予算の使用当を得ないもの〔東北外四地方建設局〕（五七七）（五八六）

不急の物品を購入したもの〔関東近畿両地方建設局〕（五八七）―（三八八）

納付すべき所得税を他に流用をしていたもの〔中部地方建設局〕（五八九）

関係書類を作為して不当の支出をしたもの〔建設省札幌地方建設工事部〕（五九〇）

補助金の交付に当り処置当を得ないもの〔北海道外七県〕（五九一）―（五九八）

経費の年度区分をみだつたもの〔国家地方警察福井県本部〕（五九九）

予算をこえて工事等を施行したもの〔名古屋財務局〕（六〇〇）

職員の犯罪に因り国に損害を与えたもの〔北海道札幌土木現業所〕（六〇一）

（元内務省の分）

補助金の交付に当り処置当を得ないもの〔青森外一一県〕（六〇二）―（六一三）

第十四　出資団体及び補助団体

復興金融金庫の融資に当り処置当を得ないもの〔復興金融金庫〕（六一四）―（六一七）

公団の経理に関し処置当を得ないもの〔石油配給、繊維貿易、食料品配給各公団〕（六一八）―（六三〇）

船舶運営会の経理に関し処置当を得ないもの〔船舶運営会〕（六三一）―（六三三）

第三節　既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況

第一　昭和二十二年度決算検査報告第五章掲記の分

第二　昭和二十二年度決算検査報告第七章掲記の分

第六章　会計事務職員に対する懲戒処分の要求

第七章　出納職員に対する検定
第一　検定の状況
第二　有責任と検定した主なものの概要
第八章　検察方に対する通告
第九章　審査事項
附表
第一　昭和二十三年度一般会計未確認額表
第二　昭和二十三年度各特別会計未確認額表
第三　既往年度一般会計決算未確認額中検査確認額表
第四、既往年度各特別会計決算未確認額中検査確認額表

(B)

~~会計検査院法~~ 1028号 P1

第一章 総論

会計検査院は、日本国憲法第九十条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第二十九条の規定に基き、昭和二十三年度決算検査報告を作成した。

この検査報告には歳入歳出の決算に関する事項、国の財産に関する事項、会計事務職員に対する懲戒処分の要求、出納職員に対する検定等の外、会計検査院法その他の法律により検査を行つた結果に基き、時時検査の進捗前から昭和二十四年十一月末日までに発生した事項で昭和二十三年度に属する事項についてもこれを記述したものがある。なお、昭和二十二年度決算検査報告において記述したものも、必要と認めるものについては、更にこれを記述した。

第一節 歳入歳出決算

昭和二十三年度歳入歳出決算は二十四年十一月二十八日内閣から回付があつたので、同日会計検査院法第二十二条の規定により、これを受領しその検査を了して二十五年一月十日内閣に

佐藤恭長

一般会計決算額及び各特別会計決算額の総計は

		一般会計	特別会計	総計
歳入		五〇八、〇三七百万円	一、一四四、三〇三百万円	一、六五三、三四一百万円
歳出		四六一、九七四	一、〇〇九五九五	一、四七一、五六九
歳入超過		四六、〇六三	一三四、七〇八	一八〇、七七二

であって一般会計の歳入超過は四百六十億六千三百余万円により、これを前年度の歳入超過は八千九百億二千九百余万円に比べると、ちじるしく増加して居るが、これは主として所得税・法人税・酒税等の租税収入及び専売庁益金等の官業収入の増収によるものである。又、

第一歳入

昭和二十三年度一般会計の歳入決算額は前記のとおり五千八十億三千七百余万円であるが収納未済額は八百十四億二千四百余万円でその徴収決定済額に対する割合は約一四%に当り前年度の約二〇%にくらべ、やや好転している。

第二歳出

昭和二十三年度一般会計の歳出決算額は前記のとおり四千六

一般会計 特別会計 総計

歳入 五〇八、〇三七百万円 一、一四四、三〇三百万円 一、六五二、三四一百万円

歳出 四六、一九七四 一、〇〇九、五九五 一、四七一、五六九

歳入超過 四六、〇六三 一三四、七〇八 一八〇、七七二

一般会計決算額及び各特別会計決算額の総計は、歳入一兆三百五十億円、歳出五千七百四十八億円で前年度にくらべ歳入大千二百三十八億円の増加を示している。

昭和二十三年度一般会計の歳入決算額は前記のとおり五千八百十億三千七百余万円であるが収納未済額は八百十四億二千四百余万円でその徴収決定済額に対する割合は約四%に当り前年度の二〇%にくらべやや好転している。

第二 歳出

昭和二十三年度一般会計の歳出決算額は前記のとおり四千六

~~二號 1028号4/2~~

負万九千びで、他更二も資　百に百
超円千文金、国元費百も予算執行の結果予算の翌年度
繰越額は十九億七千四百十二億八百余万円である。又不用となった額は
五百余万円、又不用となった額は
翌年度繰越の主なものは終戦処理費七億六千五百余万円、物
価調整事務取扱費五億八千九百余万円で又不用額の主なもの
は行政部費二十七億四千七百余万円、行政共通費十七億八千
三百余万円、社会及労働施設費十三億九千二百余万円暗償施設費十二億千二百余万円である。

国債及び借入金

国債は昭和二十三年度首現在額二千九十四億六千五百余万円
これに年度内における新規発行額三百一億九千五百余万円及
び金融機関の再定、整備補償又は石炭鉱業等の損失補償等とし
て発行した国債四百四十三億二千万余円を加え償還額三十四億
円を控除すると年度末現在額は二千八百四億九千百余
円となっている。右新規発行に係る国債は、いずれも特別会計
のものであるが、このうち電源開発国庫債券四十二億三千五百余

万円は各電話加入者が購入し、七億八千二百余万円は大蔵省預金部が引き受け、その他は全部市中金融機関が引き受けている。

又借入金は年度首現在額九百十二億二千七百余万円で、これに年度内における借入済額五百三十億三千九百余万円を加え償還額五百三十五億五千八百余万円を控除すると年度末現在額は九百七億八百余万円に達する。

右新規借入額のうち五百三億三千二百余万円は日本銀行からの借入によるが、年度末における同行からの借入は、年度首の四百六十億七千七百余万円であって前年度末よりやや減少を示している。

第二節　国庫金及び国有財産

第一　国庫金

左の昭和二十四年三月末における日本銀行政府預金勘定の残高は、庁別のとおりであって、

庁別	二十四年三月末現在 百万円	差引増減	二十三年三月末現在 百万円
当座預金	一、九三一	一、五八九	三四四
別口預金	六、九六〇	三、二四四	三、七一六
指定預金	三三、八一一	三一、六〇一	一、二〇九
小額紙幣引換準備預金	六二四	五〇七	一一三
計	五一、〇二七	三五、九二七	一五、〇九九

これを前年同期にくらべると指定預金の増加が特に著しいが、これは二十三年度上半期における政府当座預金残高がおよそ六千億円内外であったところ、下半期において特に相税及び官業収入の収納が多かったため二十四年三月下旬に入り当座預金残高

三誌1029号

は三百四十億円をこえる状況となつたので、その大部分を指定預金に振り替えて運用することとし、農林中央金庫及び市中金融機関に対し日本銀行からの借入金の返済、政府短期証券の買入等に使用することを条件として融資したものが、三月末において三百十六億円あつたためである。

第二節　国庫金及び国有財産

山名委員長代理　国財

第二　国有財産

昭和二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書における前年度末国有財産現在額は千二百五十六億五千余万円であって前年度末現在額にくらべ五百五十六億千余万円を増加している。

なお、終戦処理費支弁により取得した国有財産は三百五十七億三千余万円であるが（大部分は調査未了の状況で右現在額に包含されているものは、わずかに十四億七千余万円に過ぎず、また財産税法及び戦時補償特別措置法により二十三年度末までに物納されたものは六十一億五千余万円であるが事務の処理が遅れ国有財産に計上されたものは四十六億九千余万円に過ぎない。

又二十年八月十五日における旧皇室財産総額三十一億七千百余万円であったものが、その内二十二年五月三日までに国に帰属したものは三十一億二十九百余万円でうち七十七億七千三百万円は財産税法及び戦時補償特別措置法によって物納されたも

の、三十八万余円は自作農創設特別措置法により農林省の所管となつたもの、三億五千五百余万円は日本国憲法第八十八条該当財産として国に帰属したものである。

これら国に帰属した旧皇室財産の二十三年度末における状況は左表のとおりである。

皇室用財産として使用されているもの	一億六千四百余万円
宮内府の公用財産として使用されているもの	千余万円
衆議院の公用財産となつたもの	元赤坂離宮四千余万円
文部省の公用財産となつたもの	元帝室博物館七千六百余万円
農林省の企業用財産となつたもの	元帝室林野財産三十二億七千百余万円及び普通財産として管理されているもの五億四千九百余万円である。

三 ~~誌~~ 1031号

第十章 総 論

佐藤委員提出

第三節 出資団体及び法律の規定により特に検査を行うもの

昭和二十四年十二月において会計検査院法その他の法律により会計の検査を行つているものは都道府県の外、公団、特殊銀行及び各種金庫、㈱の解散作業を請け負わせた会社、特殊会社、整理委員会その他である。

右のうち復興金融金庫の融資並びに石油配給、繊維貿易、食料配給公団及び船舶運営会の経理に関し処置当を得ないものについては第五章第二節第十五節に記述した。また㈱の解散作業については第 章第 節に記述したとおりである。

第四節 不当事項

歳入歳出等検査の結果歳入につき徴収処置当を得ないもの歳出につき物件調達、工事施行、補助金交付の処置が当を得ないもの又予算を濫費したもの及び国有物件につき管理当を得ないものなどがあり、そのうち重要な事項の詳細は第五章に記述し

たとおりであつて、これを分類すると成、三百十九
件、歳出百九十件、その他百十一件合計三百三十
件である。

なお、不当と認められる事項のうち、事態軽微等の事由で本検査報告に記述しなかつたものについては、当該取扱方等に対し注意を発している。

又、既往年度決算検査報告において不当と認めた事項のその後の処理状況につき時に記載を必要と認める事項は第　章第　節に記述するとおりであるが検査報告掲記事項に対する当該関係方面のその後の是正処置は十分とは認められず、はなはだしいものは昭和三十一年度検査報告に掲記した事項でまだなんらの是正処置をしていないものがある状況である。

第二章　決算の検査確認

第一節　一般会計

区分	決算額	同上のうち未確認額
歳入	五〇八〇三七七六、一二八二七円	八五七七六五九〇円
歳出	四六、九七四〇六七二五三三四	一四三四三一七八七一八

右決算額は、未確認額を除いて、これを検査確認した。未確認額のあるのは、本院への証明書類の提出未済又は本院の質問に対する回答未済のものがあるのと本院においてなお調査中のものがあるためであつて、その内訳は

区分	歳入	歳出
証明未済	円	一四五三二〇九九〇円
前金払の精算未了		二四六四三二六五九六
概算払の精算未了		七六四九八七七〇五五
質問に対する回答未済	二〇六二六六一〇	六八二七四九四六五五

証明済調査中	一四三九五四七四	三九七八八四四八九七
同答済調査中	五〇七五四五〇六	六三六七四八七四三
証明に関し調査中		二四九二六九八〇三
計	八五七七六五九〇	一四三四三一三七八七二三八

で、その款項の金額は附表第一のとおりである。

なお元臨時軍事費特別会計所属の歳入金で昭和二十一年勅令第百十号の規定により二十三年度一般会計の歳入に掲記すべき金額三七三八四二二円三五は前記歳入決算額に包含されていないか、これを検査確認した。

第二節　特別会計

所管及び会計名	決算額 歳入	決算額 歳出	同上のうち未確認額 歳入	同上のうち未確認額 歳出
総理府及大蔵省	円	円	円	
地方配付税配付金	[illegible]	[illegible]		
法務府				
外国貿易特別円資金	[illegible]	[illegible]		

	円	円	円	
大蔵省				
造幣局	[illegible]	[illegible]		
資金部	[illegible]	[illegible]		
印刷局	[illegible]	[illegible]		
専売局	[illegible]	[illegible]		
大蔵省預金部	[illegible]	[illegible]		
国債整理基金	[illegible]	[illegible]		
金資金	[illegible]	[illegible]		
財産税等収入	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
厚生省				
厚生保険				
健康勘定	[illegible]	[illegible]		
年金勘定	[illegible]	[illegible]		
業務勘定	[illegible]	[illegible]		

会計検査院

船員保険			
普通保険勘定	二六七四二三八二三二二	三五〇六四八九三七八一	
失業保険勘定	一〇〇四六三三五三二三	一三六三三五五三三四	
農林省			
食糧管理	二〇〇九五五二五七八六三〇二	二五七四四〇三三七一〇三二二	
薪炭需給調節	二三九一三二五三二六五四二	二三九一四八四三八三〇〇五	四四〇〇三四四
農業共済再保険			
農業勘定	三三一四九三〇六一〇八九	三二九七五三三一八〇九四	
家畜勘定	二八一五三八二八三二	二六一九三一六八九〇	
業務勘定	八四九五三六二〇三	九二五三二一六六五	
森林火災保険	二三三二三六三九三五	一〇二一七八三〇〇六	
漁船再保険	一四八二一三〇〇三五三	一四六一〇三二八八五六	
自作農創設特別措置	九〇八五五〇八六一八三六	七三四三六四六九四九三六	
開拓者資金融通	三六八八九三四五八八三	三六三三四九四三八五五一	

労働者災害補償保険	[illegible]	[illegible]
失業保険	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]

右各特別会計決算額は、未確認額を除いてこれを検査確認した。未確認額のあるのは、本院への証明書類の提出未済又は本院の質問に対する回答未済のものがあると、本院においてなお調査中のものがあるためであつて、その内訳は、

所管	会計名	事由	歳入金	金額
大蔵省	財産税等収入金	質問に対する回答未済	歳入	[illegible]〇二五〇〇〇円
		回答済調査中	歳入	[illegible]二四〇〇〇〇
農林省	食糧管理	証明済調査中	歳出	[illegible]三五八一四七〇八八二〇
		回答済調査中	歳出	一、六一三六七三六一〇
	薪炭需給調節	質問に対する回答未済	歳出	[illegible]九九九九九九
		回答済調査中	歳出	[illegible]四九一、六〇〇

部門	事業	勘定	摘要	金額	
建設省	国有鉄道事業	貿易資金	証明未済	二二、八五三、九六	歳出
			仮受金の精算未了	八〇九、二一一、九七六	歳入
			仮払金の精算未了	九〇、二五五、六五七	歳出
			質問に対する回答未済	三〇七、二四五、〇一〇	歳出
			証明済調査中	四、五九八、一九九、五五七	歳出
			回答済調査中	二五八	歳入
			前金払の精算未了	九、六三、四二〇〇	歳出
			質問に対する回答未済	六、一二、四七三四	歳出
			回答済調査中	四、六〇八、八九五	歳出
			犯罪に関し調査中	二、七〇五、八八四	歳出

北海道開発工事費アルコール事業

通信事業

通信事業

で、その歳入の金額は附表第二のとおりである。

第三節　昭和二十二年度以前の未確認額の検査確認

昭和二十二年度以前の歳入歳出決算のうち、検査未確認に係る昭和二十二年度以前の一般会計及び各特別会計の歳入歳出

会計検査院

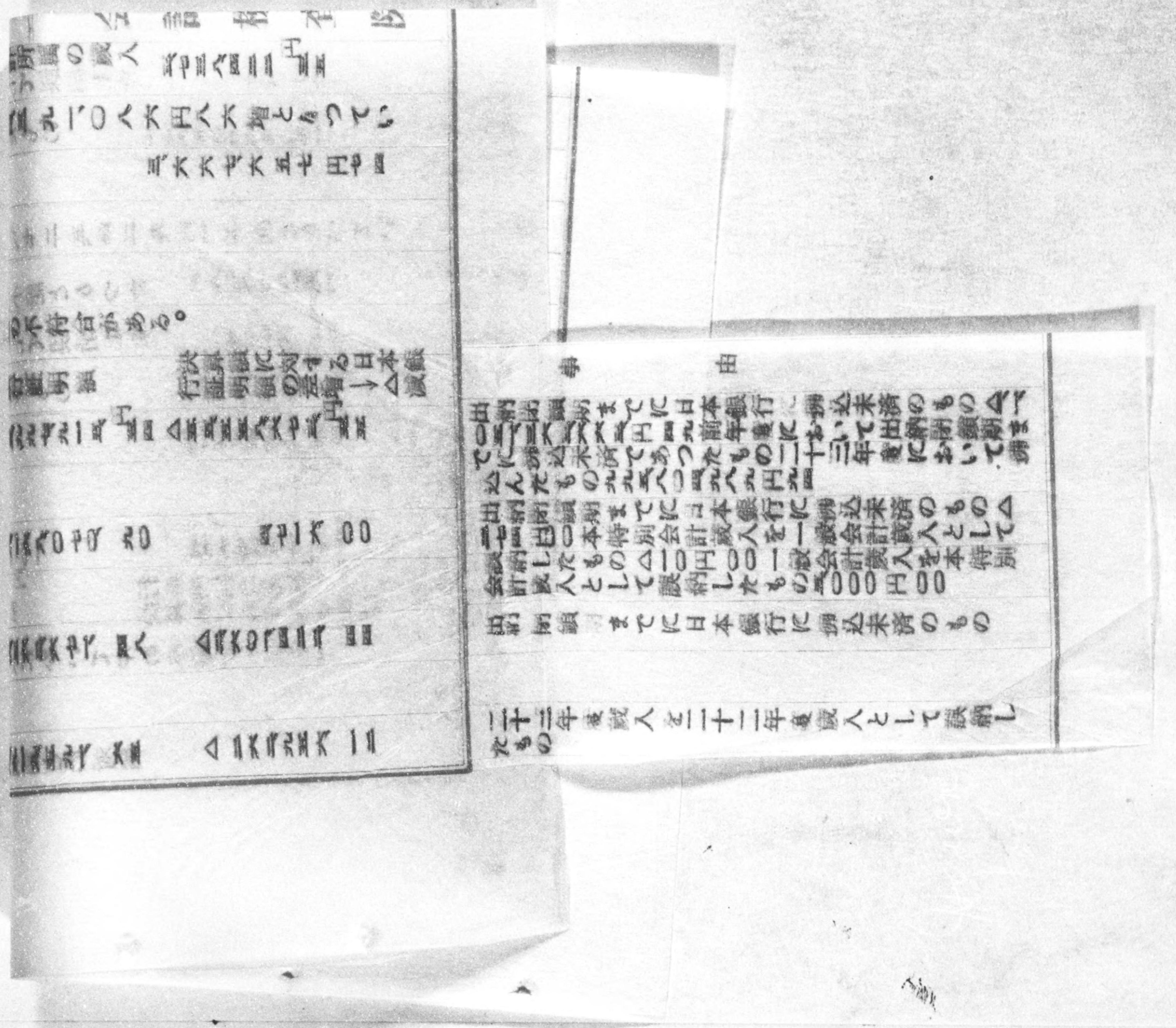

なお、国有鉄道事業、通信事業両特別会計では、他の会計とことなり、その歳入歳出を日本銀行において歳入又は歳出として収り扱わないものがあるため、決算額と日本銀行証明額とは符合していない。

第四章　予備費の支出に対する国会の承諾

昭和二十三、四両年度における予備費使用決定額で、まだ国会の承諾を得る手続をとっていないものは左表のとおりである。

一、二十三年度分

(1)　一般会計

所管	使用決定額
皇室費	一、四三八千円
国会	二六、五一七
裁判所	一二、七二七
会計検査院	二、五〇〇
総理府	九三九、四三三
法務府	三〇、四五八
文部省	五、〇〇〇千円
農林省	六一、四〇六
商工省	四四一六
運輸省	七一、四六一
逓信省	五、三六九
労働省	一、二八四
計	一、一六三、〇〇九

(2)　特別会計

所管	会計名	使用決定額
厚生省	印刷庁	四円 五〇、〇〇〇
大蔵省	財産税等収入金	三〇、〇〇〇
厚生省	厚生保険	三九五、一五三
	健康勘定	二一、三〇三
	業務勘定	
	船員保険	一六、三七三
	普通保険勘定	一、〇七六
	失業保険勘定	
農林省	農業共済再保険	八三一、二二六
	農業勘定	二六、九四二
運輸省	国有林野事業	一、〇〇七、三三一
通信省	国有鉄道事業	一、三五五、六三九
労働省	通信事業	五五〇、九八三
	労働者災害補償保険	四、二八六、〇二六

計，

二十四年度分

特別会計（二十四年十二月二十日まで）

所管	会計名	歳出決定額
厚生省	厚生保険	千円 九、六〇四
通商産業省	業務勘定	七〇〇、〇〇〇
	貿易	一六〇、〇一〇
電気通信省	電気通信事業	一、五四八、六一三
郵政省	郵政事業費	三八、三五〇
労働省	失業保険	一三、〇三四
	労働者災害補償保険	三五、三四〇、三五一
計		三〇、五八、五一一

なお、逓信省所管通信事業特別会計で、二十三年度特別会計予算総則第四条によりその収入の一部を事業のため直接に必要とする経費に充当したものが、二一、二一七、二一七円ある。

第五章　不当事項

第一節　概要

歳入、歳出等検査の結果、ここに不当事項として掲記するものを所管別にあげると左のとおり

所管	歳入 件	歳出 件	その他 件	計 件
裁判所	一	一	一一	一三
総理府	一〇	一三	一二	三五
法務府	一一	六	五	二二
大蔵省	二七	五五	六二	三八八
	（うち参考検査の分）	（三九）	（四一）	（八五）
文部省	（五）	一三	二	一七
厚生省	二	一六	一	二二

	林省	九	一三
	商工省（通商産業省）	一	二
	運輸省	一	一四
	信信省	一	一四
	郵政省	一	三
	設省	七	三九
うち元内務省の分）			（一二）
	省庁合計	三一九	一九〇
	裁判所	一〇	一〇
	会計検査院	一一四	六二三

備考　歳入、歳出両方に関係あるものは歳入の欄に計上した。

出でであつて合計六二三件により、国民の租税を主な財源とする国家財政においてこのように不当な経理の多いことはなはだしく遺憾にたえないところで、これらは主として法令もしくは予算の軽視又は責任観念の低下に因るものと認められる。

右六二三件のうち特に注意を要する事項を概括して記述するとおりである。

三読 1027号

総論

第五章 不当事項

第一 収納未済

一般会計における収納未済額は八百十四億二千四百余万円で、そのうち主なものは租税収入六百六十四億六千二百余万円で、租税外収入百一億五千九百余万円であり、また特別会計の収納未済額は三百三十九億三千四百余万円でその主なものは食糧管理の百三十九億六千七百余万円、国有鉄道事業の六十三億九千八百余万円、専売所の三十七億六千百余万円であつて一般会計分及び特別会計分を合計すれば収納未済額は千百五十三億五千九百余万円の多額に上り更にまだ徴収決定をしていない金額を考慮すれば事実上の収納未済額はなお巨額に上るものと認められる。これらの収納未済額のうち租税等の公課を除けばそのほとんど大部分が

件

渡代金又は貸付料その他国の反対給付を伴う収入であつて、これらの代金料金等については前納の建前となつているにかかわらず、物件を引き渡し若しくは貸し付けた又は所定の納期に代金を納入しない物件の転貸に対し、なお物件の使用を継続するなど収入確保についての処置が十分でないものがあり、これらについては、切に改善の要がある。

なお大蔵省で物納財産の収納に至らないものが九億九千[illegible]百余万円に上つている

あり、又専売者で貿易物資の売渡代金等の収納に至らないものが百七十億余九百万円

第三　支払遅延

国において工事等を請け負わせ又は物品を購入した場合相手方の給付が完了しているのに、これに対する代金の支払が著しく遅延しているものが少くなく、ことに国有鉄道事業、終戦処理費関係等にその事例が多いが、この原因としては当初から予算に積算がないのに債務を負担したこと、予算には積算があるが予算をこえて債務を負担したこと、予算は存在するが支払手続に関する事務が渋滞したこと、支払資金が不足したことなどがあげられるが、いずれも経理上妥当の処置であつて、予算経理を計画的に処理し経理事務を迅速に行う必要があるものと認められる。

なお示達予算の遅延等の場合国の歳入に納入すべきものをそのまま歳出にあてる事例もあり又予算をこえて経理しまいに借入金をして資金を調弁する事例も見出されるが厳に戒める必要がある。

三読1021号

第三

外に施行した職員宿舎等

予算の目的外使用

予算に積算がないのに、職員の宿舎等を新設したもの。制規による被服類貸付資格者以外の一般職員に対しても被服類を貸し付けるため所定量以上の被服類を購入したもの、職員の厚生福祉施設を新設拡張するため予算等を差し繰り流用したものなどの事例が各庁に見出される。がいがもともと予算の制をみだるばかりでなく、予算を目的外に使用したものであるから、予算に積算されていない影響を及ぼすものである。

なを北海道及び寒冷地の勤務者に対する石炭手当及び寒冷地手当は法律の根拠がなく又予算に積算がなかったため、ことさら特別俸及び特殊勤務地手当の名義を用いて支出したものである。

三號 1025-1

第五 工事の施行

昭和二十三年度中における終戦処理費関係工事費は十九億五千四百七十億六千四百円で又公共事業費関係事業費は四億九千三百九十九万円で合計二十三億五千八百七十万円の約九億七千四百万円の額に上り二十三年度一般会計歳出決算額四千六百九億七千四百万円の約二割に達しているが、その施行に当り多くの設計契約変更、代金支払精算残材の回収等について処置当を得ないものが少くない。

すなわち工事の計画又は設計の立案に当り工事箇所の状況その方法、使用材料の強度等についての調査研究が不十分であったため結局工事の補強手直しをしなければならなくなったものがある。外水施設が過大且つ高価となっているもの。又は不要工事と認められるものがあり。工事契約の締結に当って最低入札価格によらず高価な予定価格に基いて入札した為又は当初の設計が過大な為契約当時の設計を変更して契約代金の増額を生ずるに当り過大な増額を精算

だと認められるもの、工事前払金及び部分払について必要以上の額を支払っているもの、計画工期のとおり工事が進ちょくしないもの等がきわめて多い。

七、工事完成後における精算が遅延しているものも多数に上っている。

うち精算の完了したものについて見ても工事の監督及び完成検査が十分でなく請負人の支払請求書をそのまま容認して支払っているものがあり又工事出来形の残余の大な支払をしているものがあり又工事出来形の残余の回収を遅延しているため請負人がほしいままにこれを使用している。

八、なお工事が計画どおり施行されるように当り契約の履行に対し何らの処置をとっていないものが少くない。

九、以上のとおり工事の施行に当り契約の履行を失し又現場監督の処置当を得ないため年度内に完成しないのにこれを完成したものとしている事例も少くない。

~~二統1026号~~

第六 補助費

(1) 補助費の昭和二十三年度支出額は一般会計及び特別会計を通じて二十百八十億四千四百余万円に上っているが、その交付等については処置当を得ないと認められるものがある。

(2) 補助事業が年度内に完成せずはなはだしいものは着工さえしていないのに年度末に至り又は年度をこえて補助金の全額を支出しているものが少くない。

補助事業実施者は補助金の交付を受けなければ事業着手が困難なものが多いのであるから、補助予算示達の促進を図り、事業を年度内に完了できるよう早期に補助金を交付すべきものであり、又年度内完了実施不可能のものについては予算を繰り越し、翌年度において実情に即するよう補助金の交付をしなければならない。

(3) 補助金交付当時精査すれば、補助金交付の必要がないか又は少額でたりることが判明するのに、漫然主務官庁から示達された補助予算額の全額を交付したために、補助超過となったものが多いが、補助金の交付に当っては既往における補助事業の実績並びにその後の事情の変更、補助事業の実績を十

分調査して必要の限度をこえないように注意しなければならない。

(3) 補助金の交付に当っては補助事業の目的、効果等を勘案せず、全国一律に少額の補助金を交付しているものがあるが、当該補助予算を有効に使用するためには補助対象を選び、且つ補助事業を達成することができるだけの金額を交付するよう重点的に実施しなければならない。

(3) 補助金を交付したときは、補助事業実施の状況を調査し、指令どおりの事業が正当の事由がないのに実施されていない場合は、すみやかに補助金の全部又は一部を返納させ、又補助事業が完了したときはすみやかに事業費を精算させて補助超過分を返納させる等適宜の処置をとるべきものであるのに、補助金交付後において、事業実施状況の確認が十分でなく、補助事業の精算及び補助金の返納についても漫然放置しているものが少くない。

こと。運輸省及び建設省が各都道府県に交付しているその例が多い。

第

六、 某庁の事実に基かない不当の支出（不当事項概要）

大蔵省、建設省、逓信省、経済調査庁、満別調達庁等で職員の出張の事実がなく、土工事の施行又は物品（等）の購入の事実がないのに、その事実があったもののように関係書類を作為して、これに要する経費を支払い、その金額を別途に経理して、交際費、旅費等の支出にあて、職員宿舎を新営し、物品を購入するなど、もともと支払計画の示達がないか、又はその示達額では不足する費途に随時使用している事例が認められるが、かかる作為は会計経理をはなはだ公明を欠くものであり、ひいて架空の事実に基く支出金額を関係者がほしいままに費消する等の誘因ともなるものであってその処置当を得ない。

なお、その費途が公明なものであっても、例えば北海道及び寒冷地の勤務者に対する石炭手当及び寒冷地手当の支給は関議決定に見るように法律の根拠がなく、又予算に計上のないためことさら特別俸及び特殊勤務地手当等の名義に籍口して必要経費を支出させたものに至っては、関係に対する会計法規の違法精神を勉めさせないばかりでなく、内閣自ら会計経理の非違を犯したものといわなければならない。

P1

第七　艦艇の解撤

旧海軍艦艇を解撤したものは四六八隻六十七万七千三百余屯であつて昭和二十二年度までは予算処置を講ずることなく施行していたことは昭和二十二年度決算検査報告に記述したとおりであるが、二十三年度においては解撤工事費として八億二千六百三十万余円を歳出予算に計上し、二十二年度以前に着工した解撤艦艇については各財務局長が、また二十三年度に着工した解撤艦艇については各海運局長及び各海上保安本部長がそれぞれ大蔵大臣の委任を受け支出することとなり、そのうち一億三千四百八十六万余円を支出したが、残りの六億九千百四十四万余円はこれを二十四年度に繰り越している。

本院は会計検査院法第二十三条第一項の規定により検査の指定を行い解撤工事に関する会計の検査を行つたがその結果当局着手処置が著しく緩漫と認められるものが左のとおりある。

(1)　運輸省及び海上保安庁の分

運輸省及び海上保安庁で担当したものは一六六隻七万七千六百余

右でそのうちの大部分一五三隻六万八千八百余屯は運輸省が担当し、予算額一億七十四十五万余円のうち一億七千七百三十三万余円を年度末までに概算払を行い、又その一部一三隻八千八百余屯は海上保安庁が担当し予算額二千二百九十九万余円のうち千七百五十二万余円を年度末までに概算払している。

しかして、業者の計算による工事費総額は一億四千百四十七万余円となっているがこのうちには相当減額することを要するものがあると認められるのにかかわらず二十四年一月末に至ってもその大部分のものについては精算が済んでいない。

(2) 大蔵省の分

二十二年度以前において着工した繰越三の二隻、社十九万九千七百余屯は二十三年度末までには既に工事を終り工事費予算も二十三年度において六億三千二百八十五万余円あるにかかわらず、二十四年二月に至ってようやく担当官庁を大蔵省と決定したもので、予算繰越の手続をとして年度末に概算契約を締結したにとどまり、予算の金額を二十四年度に繰り越した状況で処置が著しく緩漫である。

P2

なお、解撤業者の計算による工事費は六億六千八百三十九万余円で[redacted]取発生諸資材二十二万余円の処分額は五億七千四百四十一万余円であるが本院会計実地検査の結果によれば各業者の計算額のうちには相当修正を要するものがあると認められ、これらの実情を調査の上すみやかに事実に即した精算をすべきであるのに二十四年十一月末に至ってもまだその処置がとられていない状況である。

第八　廃兵器の処理

兵器処理委員会が昭和二十年十一月から二十三年五月までの間に回収した廃兵器の総量は百四十万八千余屯であつてそのうち販売したものは八十九万五千余屯で残りの四十一万三千余屯作業途中の歩減及び棚卸減等は七万四千余屯はこれを産業復興公団に引き継いだ。

なおその後同公団で再調査の結果引継数量は四十四万千余屯であることが判明した。この間の同委員会の収支について見ると収益は売上総額十三億千九百八十一万余円回収廃兵器在庫高四億千百九十四万余円計十七億九千百九十五万余円であつて支出は作業経費その他十三億八千四百二十二万余円で差引四億千七百七十三万余円の益金を生じているが、二十三年六月解散時の前記回収廃兵器在庫高全量を無償で国に返還したため結局六千四百四十一万余円の損失となる計算である。

しかして同委員会は二十四年二月右損失額に二十三年六月以降における清算事務費その他をあわせ合計一億七千三百九十四

PROCUREMENT ACT 1952 SEC. 3(2) AND 3(3) OR (2) NADG # 775 972

万余円を廃兵器処理経費として国に要求したのに対し、大蔵省は二十四年三月末一億五千二百六十一万余円の概算補助指令を発し、建設省はその六割に当る九千万円を同委員会に概算払し、残りの六千二百六十一万余円を二十四年度に繰り越しているが、十二月に至ってもまだ精算していない。

DECLASSIFIED BY NARA/RG 59 SEC. 3(E) AND 3(D) OR (E) NNDG # 775 072

二流 1018

第八九 薪炭需給調節特別会計

昭和二十三年度末における薪炭需給調節特別会計の損失は決定計算書によれば前年度からの繰越損失一億千百余万円をあわせて新十億九千三百余万円となつているがこの外に薪炭の現物不足額が十三億七百余万円あるので実際の二十三年度の債務であり又繰越しとして計上していないものが五億五千六百余万円ある。

損失の原因は前記現物不足によるものの外予定外の経費の支出予定減益に対する収入減薪炭の予定減耗率をこえた亡失等多方面にわたつているがその内訳は別紙に掲げたとおりである

なお薪炭の正当な年度末在庫品は三十四億六千六百余万円(を含んでいるか)あり、このうちには在庫品の評価益十億六百余万円在庫品は滞荷(貨)などのため品質不良となつていたものが少くなく林野庁の二十四年度処分計画によれば公定売渡価格に対し三割程度の値引

(林(6組))

をもつてその全量を処分しようとしていることから見てもこの在庫品について前記のような評価益を計上したことは無理な処置であつたと認められる。

三號1015号

第十 物品の経理

山名本東担当

物品の経理については従来から現金にくらべとかく軽視される傾向があるものがあると認めたので、二十三年度においては特に物品経理の是正を要する事項が多い。その結果によれば終戦処理費関係、国有鉄道事業、新行したが、その状況を重視して検査を施炭需給調節等において特に改善を要すすなわち物品の調達に当り、同種物品の在庫数量が相当あるのに更に購入したり、工場の処理能力を考慮しないで原料資材を購入したり、又連合国軍から調達命令が取り消されているのに本お購入を継続したり、あるいは品庫の組み合わせ生産をはかる等の措置を講じた事例がある。

前記のような結果として多額の過剰物品を保有し、やむを得ず購入後間もなく不用品に組み替えて当期間保管したために変質して使用に適さなくなつて他に売却し又はそのまゝ長期間保管しなければならなくなつたものがある。

又戦火等時面の倉庫に収容方がなく物品の納入を一時民間業者に委託している間に無断使用されたり、又盗難等により亡失したものがあつて国の損失となつたものもあるね。

次に物品の出納簿については物品出納簿の記帳整理が十分でなくてはならないのは数年にわたり現品を確認することなく放置し、帳簿上の在高と現品保有高とが符合しなかつたり、故意に帳簿外に保有してこれを使用したり、更に物品の払出しをしても出納命令がないのに物品を払い出しているもの、あるいは現品はないとなつているものなど正規の払出、手続を経ていないものがあるこ又は保管業者に対する注意不十分のため亡失き損及び品質低下を生じさせているものがあるので物品の保管上の経理については特に制規による適確な経理と保管上周到の注意が望ましい。

~~三読 1013号~~

第十二回有財産の管理及び処分

国有財産の管理及び処分について本院会計実地検査の結果にみると、その効率的運用を図っているとは認められない事例が多い。例えば、公用財産が用途に十分活用されずに遊閑地となっていたり、普通財産のように利用されていたりしているもの、普通財産でも社寺国有境内地がその目的以外に使用されていたり、普通財産でも特殊の目的のため特に低価で貸し付けたものが、その目的外に使用されていたりしているものなど、当然利用の現況に照らして調整を要するものがあるのに、そのまま放置されている状況である。

又財産の売渡処分についても不当に低価に売り渡しているもの、物件を引き渡しながら代金を徴収していないもの、その他財産貸付について貸付料の徴収処置が遅延しているもの等その経理が妥当でないものが多い。

小谷委員担当 国財

三読 1.012号

第十二　職員の犯罪

偽造　支出官の補助者である関係職員が小切手用紙及び支出官印を盗用して得税その他の収入金又は労務者未渡金給与金等を横領したもの、出納官吏又はその補助者が所同の職員で収入印紙に消印をせず詐取したものなど国の収入支出等に関係ある職員が国に損害を与えたもの、司法事務

そ　右は会計事務職員の責任観念の低下に因るものであるが、他方責任者が補助者その他を過信して、経理事務の要点をみずから処理せず、多くこれを放任していたこと、現金の収受、保管等の取扱いについて責任の所在及び限界を明確にしなかったことなどに因るものと認められ、

そ　件ごとの被害額は　中には止まる。

事例が多く本検査報告に記述したものは

また、経理事務の処理方法についても組織的に不正を防止することのできる制度を確立する要があると認められる。

第十三・既往年度決算検査報告に対する事後処理

既往年度決算検査報告において不当と認めた事項のその後の処理状況につき特に記載を必要と認める事項は第五章第三節に記述するとおりであるが検査報告掲記事項に対する当該関係方の十一年度決算検査報告に掲記した事項でまだなんらの是正処置を講じていないものがある。状況である。

B

三 ~~諮問 813~~ 号(刷直し) P.1

第一 ×1

第二節所管別事項

裁判所外二府九省

歳出

昭和二十三年度

(一)制規によらない給与を支給したもの

裁判所外二府九省で、昭和二十三年十二月の閣議決定に基き十二月から二十四年四月までの間に北海道並びに寒冷積雪地に在勤する政府職員に対し特別俸又は勤務地手当を支給しているものがあり、本院で明らかになつたものだけでも一般会計及び特別会計を通じ左表のとおり総額九四五、八九一、四二三円に上つている。

本件のような給与については、立法の手続をとるとともに予算前処置を講じた上でこれを実施すべきものであるのに法律に根拠がなく、予算に計上のない給与を支給したのは処置当を得ない

佐藤会計課担当 総務(ノ)担

所管	会計名	特別俸	勤務地手当	計
裁判所	一般会計	一、九七一、五九〇	二、八二九、六五八	四、八〇一、二四八
経理府	〃	七三八一、六九九	九九五四、一三〇	一七、三三五、八三八
法務府	〃	六、九五六、一四五	八二七五、六四五	一五、二三一、七九〇
大蔵省	〃	七、八九一四七三	一七、一三一、三三七	二五、〇二二、八一〇
文部省	〃	一〇、九一六、一七五	二一、三〇二、五四三	三二、二一八、七一八
厚生省	〃	二七〇、八六〇	四、一一〇、三八八	四、一一〇、三八八
農林省	〃	三、六一八、三〇一	七五九、一九六	一、〇三〇、〇三六
商工省	〃	六、三九六、六九五	三、八六一、一一一	七、四七九、四一三
運輸省	〃	一〇、九八〇、〇	七、一四七、四七六	一三、五四四、一七六
逓信省	〃		一九四、五一九	三〇四、三一九
労働省	〃		五、五九〇、二二二	五、五九〇、二二二
建設省	〃	二、八一七、九〇	二、七一一、八一五	四、八九三、六〇五
計		五二、九一二、八八〇	五二、九一二、八八〇	一〇五、八二五、七六〇

三読 813 P2

小計		四七六九四、五二九	八三、八六八、〇四四	一三一、五六二、五七四
大蔵省	印刷庁特別会計		七四四、三八〇	七四四、三八〇
〃	専売庁〃	二、一六三、二三五	一〇、〇六三、五五一	一二、二二六、七八六
厚生省	厚生保険〃		七一七、〇四四	七一七、〇四四
〃	船員保険〃		七七一〇一	七七一〇一
農林省	食糧管理〃		一、一一七、一七二	一、一一七、一七二
〃	薪炭需給調節〃		一六四、一一四	一六四、一一四
〃	国有林野事業〃	八七九七、〇八六	三三三七、二三三	一二、一三四、三一九
商工省	アルコール専売事業〃	一、四六〇、〇五〇	四七四、三六〇	一、九三四、四一〇
運輸省	国有鉄道事業〃	二四三、三五六、〇〇〇	二九九、八八〇、二九一	五四三、二三二、二九一
逓信省	逓信事業〃	一〇七、七二一、一五〇	一三三、三〇〇、六六九	二四一、〇二一、八一九
労働省	労働者災害補償保険〃		六七五六二八	六七五六二八
〃	失業保険〃		二八三七八一	二八三七八一
小計		三六三、四九三、五三二	四五〇、八三五、三二八	八一四、三二八、八四九
合計		四一一、一八八、〇五〇	五三四、七〇三、三七三	九四五、八九一、四二三

三読47号

第二裁判所

一般会計
歳出

昭和二十三年度

山名委員相当　司法（6組）

(二)工事の施行に当り処置当を得ないもの

第三部裁判所費　第二款裁判所共通費　第一項営繕費）

（新営及び）

水戸地方裁判所で、附属官舎の移築等の工事費として一、〇五九、〇〇〇円を支出したものがある。

右は、同裁判所で昭和二十三年十月官舎三棟（延四五坪）を法務庁所管の水戸刑務所跡地に新営するため八〇四、〇〇〇円をもつて株式会社安藤組に請け負わせて工事実施中、十一月に至り刑務所跡地を裁判所側に所管換を受けることができなくなつたので、改めて官舎敷地として水戸市内の土地三筆、計四五坪、一〇〇円を買い入れ、（更に二五坪、一〇〇円を追加した）十二月既に棟上を了した建家を、水戸市内の土地三筆、計四五坪、一〇〇円をもつて、土地木小屋の寄附を受けの移築等の工事を共に安藤組に請け負わせて

水戸市役の別の敷地に官舎を新営したものである。

本件官舎の新営工事は、法務庁所管の敷地を使用する計画であるから、あらかじめ敷地の所管換を受ける等使用関係を確定したうえで施行すべきものであるのに、その確定を見ないで漫然施行したため移築するのやむなきに至ったものである。

三號特134号

決算外

第三総理府
一般会計
歳入

（三）価格差益納付金の徴収不足をきたしたもの
一　価格差益納付金　第一項価格差益納付金）
（二）第三部雑収入　第二款価格差益納付金

物価庁外二箇所で、価格差益納付金の徴収に当つて、納付義務者の報告もれのため徴収不足となつたものに対し、本院会計検査の結果是正させた主なものは二（右のうち件）の件一四、二五五、〇七二円（うち昭和二十二年度分一八件七、二二九、〇六八円）となつている。

右のうち五の、〇〇〇円以上のものを示すと左のとおりである。

第號
25.1.6
調査課
接受

(三)	(特83)	東京地方物価事務局	二十三	五、三五三、八九八円	徴収不足一件五十万円以上のもの
(四)	(特68)	物価庁	二十二	三、一六八、七九三	
(五)	(特46)	同	二十三	一六、七三、一〇六	
(六)	(特61)	同	二十二	一、〇〇一、一六五	

名	年度	摘要

昭和二十二年九月二十八日の価格改訂時における価格差益を決定するに当つて、大和貿易株式会社外五会社から鉄屑等の報告がなかつたことに因るもの。

三馬ゴム株式会社外二会社の二十二年四月一日、五月二十日、十月十三日及び十五日の価格改訂時における価格差益を決定するに当つて、地下足袋三一、五四五足外二八品目の報告もれがあつたことなどに因るもの。

滝川工業株式会社外八会社の二十一年三月三十一日、二十二年九月二十八日及び二十三年七月三十一日の価格改訂時における価格差益を決定するに当つて、セルロイド二五、五三六瓩四の報告もれがあつたことに因るもの。

鐘渕紡績株式会社外四会社の二十二年九月十五日の価格改訂時における価格差益を、決定するに当つて、紡毛糸七三、六九〇ポンドの報告もれがあつたことに因るもの。

(十)	(特10)	同	同	九二六、八八一	北星鉛筆文具株式会社及びキンシ鉛筆株式会社の二十二年十月二十五日の価格改訂時における価格差益を決定するに当つて、鉛筆一一、〇一八グロスの報告もれがあつたことに因るもの。
(九)	(特53)	同	同	五七五、九九〇	東亜農薬株式会社の二十三年一月三十日の価格改訂時における価格差益を決定するに当つて、同会社から除虫菊乳剤四、五三〇瓩の報告もれがあつたことに因るもの。
(八)	(特58)	同	同	六六七、一一八	下新田織物有限会社及び新倉織物有限会社の二十二年九月二十五日の絹織物の価格改訂時における価格差益を決定するに当つて、絹織物一〇一反、生糸五六貫六九二の報告もれがあつたことなどに因るもの。
(七)	(特32)	同	同	五五八、六七七	日本コロンビヤ株式会社の二十二年九月一日の価格改訂時における価格差益を決定するに当つて、同会社からレコード五二、五三八枚の報告もれがあつたことに因るもの。

なお、その他是正させたものは次のとおりである。

	庁名	年度	徴収不足額	納付義務者
(特59)	物価庁	二十二	二九九、七五五円	福岡県糸統制組合
(特34)	同	同	二二四、七五九	日産農林工業株式会社
(特48)	同	同	一三五、四九六	福助足袋株式会社
(特42)	同	同	一一八、七九一	東洋製網合資会社
(特41)	札幌地方物価事務局	同	九五、八三二	北海道燐寸配給株式会社
(特52)	物価庁	同	八九、八七九	日本カーボン株式会社
(特42)	同	同	八五、三八一	徳島合同製紙株式会社
(特33)	同	同	六六、〇八〇	南海足袋合資会社
(特66)	同	同	六四、七九四	四国寝具工業有限会社
(特45)	同	同	五八、九四五	西日本自動車株式会社
(特68)	同	同	五七、九八四	大王製紙株式会社
(特67)	同	同	四三、六九八	東和紡績株式会社

総理府一般会計
同　昭和二十三年度
歳出
山名承員担当　第二（ム組）

(一三)不急の物品を購入したもの
（第五部司法及警察費　第四款国家地方警察費　第四項都道府県国家地方警察本部）

国家地方警察兵庫県本部で、昭和二十三年十一月から二十四年三月までの間に兵庫県市町村警察官、消防官、制服製造組合外二名から購入した警察官に対する冬服一、二四二着の代金として四、七九一、九九一円を支出したものがある。

警察官に対する冬服は着用期間二十四箇月ごとに給与することとなつているものであるが、同県本部における警察官中受給資格者は、巡査乗番生徒を含め一、六八四名であつて、二十三年度内に補充前から所有の者一、一四四着を給与したのであるから、既に多少の備蓄品程度のものを購入す

れば たり たの
のもの を 購入
現に、 二十四年九月本院会計実地検査当時まで前記一、二四二着の
うち給与され たもの はなく、そのまま全数量が保管されていた状況で
ある。

総理府

一般会計

歳出

昭和二十三年度

経費の年度区分をみだつたもの

建二(4組)

(二四)
(三-b)
} 合併

第五部司法及び警察費第四項都道府県国家地方警察費
第十三部行政共通費第三款国家地方警察北海道本部外六箇所で、電話装置、被服等の購入代金及び官舎新築等の請負代金として左表の通り一、二三一、五四四円を支出しているが、右は二十四年六月から九月までの間にそれぞれ完納又は完成したものに、年度内に完納又は完成したものとして二十三年度予算から代金を支出したものである。

(訳三)623ノ(欠可議会計検査官)
(〃〃〃)
(〃〃〃)
(〃〃〃

(20)(19)(18)(17)(16)(15)
~~(63)(49)(49)(101)(62)(36)~~

北海道

庁名	摘要	金額	契約者	契約年月	完納又は完成年月
国家地方警察札幌管区本部	共電式五〇回線特殊交換機及同附属品外一件	三、三四五、六六五円	日本電気株式会社外一名	二四、三、一	二四、六、一
同 青森県本部	官舎五棟新築工事	一、〇〇〇、〇〇〇、	青森市岡田某外一名	二四、四、二〇	二四、六、一
同 秋田県本部	共電式二〇回線複式交換機及同据付工事	二、五六三、八五六	日本電気株式会社	二三、一二、二四、二	二四、三、六
同 福島県本部	夏服外一、〇八四着	三、九一一、〇二五	株式会社綿屋外二名	二四、三、二〇	二四、五、七
同 鳥取県本部	一斉指令電話装置及同取付工事	一、〇〇四、一九八	三保電気工業株式会社	二四、三、二〇	二四、六、一
同 広島県本部	同	六七〇、〇〇〇	沖電気株式会社	二四、三、二〇	二四、六、一
同 佐賀県本部	冬服二三六着	八三七、八〇〇	株式会社綿屋	二四、二、二〇	二四、六、一
計		一一、二三一、五四四			

三讀 606号 792号 809号 812号 合併（再刷直し）？1.

総理府
一般会計
歳出
昭和二十三年度
（三二）
（二四）
地方警察費國庫負担金等の交付に当り処置当を得ないもの
池田委員担当 建一（4組）
建二

第五節司法及警察費
第五節司法及警察費
第四款地方警察費 第一項地方警察費
第四款國庫負担金
國庫負担金
第五節司法及警察費
國庫負担金
地方警察費國庫負担金又は地方警察費補助金等の交付に関する法律
第一項地方警察費
國庫負担金
國庫負担金
國庫負担金

PZ

(二四)

二五 国庫負担金として、一二五、三五〇、〇〇〇円を北海道に交付しているが、そのうち交付超過となったものが一三、九二三、〇六一円ある

右は国庫負担金の基本額一七四、二九五、〇七七円に対し本年度所要額を九八、一五七、一五〇円とし、外に前年度分交付不足額三、四、七七九、三九九円を加算して計一三二、九三六、五五一円を交付することとし、これに対し前記一二五、三五、〇〇〇、〇〇〇円の負担金を交付した結果、差引七、五五一円の不足額を生じたものとしてあるが、二十四年八月本院会計実地検査の際調査したところ、警察庁舎修繕費に対する国庫負担金は一、七七八、八八七円であるのに、これを二、二八八、五〇〇円としているため五〇九、六一三円を過大に計上し、又自治体警察施設費補助として別途に交付された二一、〇〇〇、〇〇〇円を負担金交付済額に算入していなかったものであって以上により基本額及び交付額を改算すれば結局前記一三、九二三、〇六一円が交付超過となったものである。

(二五) 国家地方警察福井県本部で 地方警察費国庫負担金とし

て、二六、五一一、九四九円を福井県に交付しているが、その
うち、交付超過となったものが二、一四八、一一六円ある。
右は国庫負担金の基本額三二、〇四三、二五三円に対し本年度
分交付所要額一六、〇二一、二六円と外に前年度分交付不足額
一〇四九、八三二円を加算し計二六、五二、九四九円となった
ので前記基本額の負担金を交付し精算したものであるが
二十四年五月本院会計実地検査の際調査したところ、支出額
中に職員費で三、四三六、〇七三円教員警察官練習所職員費警察署庁舎復旧費及び警
察学校復旧費で二七、一四一円を過大に計上し一方財産管
理費で九六、六四一円を過少に計上していた外、刑務所償還金
七三、一〇〇円は基本額から控除すべきものであるのに之れを控除
せず、又既に別途交付済みの地方警察費補助金五六、五〇〇円
を誤って、基本額から控除すべきものの内に算入していたが、
之れは負担金交付済額として差し引くべきであって、以上により
基本額及び交付額を改算すれば結局前記二、一四八、一一六円が交
付超過となったものである。

(三三)

(ホ) 國家地方警察熊本県本部で、国庫負担金として大一、七九七、八一八円を熊本県に交付し、そのうち一三、八〇〇、〇七七円を交付超過として精算しているが、更に交付超過となっていたものが一、八三四、八一四円ある。

右は國庫負担金の基本額七七、三三三、二一一円に対し本年度交付所要額を三八、大一六、一〇五円とし、外に前年度交付不足額、一〇、三八一、六三四円を加算して計四八、九九七、七四〇円を交付することとし、これに対し前記大一、七九七、八一八円の負担金を交付して精算しているが、三十四年差引一三、八〇〇、〇七七円の交付は超過としたところ、右基本額の、九月本院会計実地検査の際調査したところ、六月までの間の緊急うち一、九三六、五〇八円は三十三年四月から、これに対しては八月及び増員警察官の教養に要した経費で、これを基本額から控除十月に全額を別途交付済であるから、又既に別途交付済の地方すべきであるのにこれを控除せず、警察官補助金八五六、五六〇円は当然負担金交付済額に加えて精算すべきであるのにこれをしなかったため前記一、八三四、八一四円が交付超過となったものである。

(三)
國家地方警察熊本県本部で、地方警察費國庫負担金として大一、七九七、八一八円を熊本県に交付し、そのうち一三、八〇〇、〇七七円を交付超過として精算しているが、更に、交付超過となっていたものが一、八三四、八一四円ある。

右は國庫負担金の基本額、七七三、二一一円に対し本年度交付所要額を三八大一六、一〇五円とし、外に前年度交付不足額、一〇、三八一、六三四円を加算して計四八、九九七、七四〇円を交付するとともに、これに対し前記大一、七九七、八一八円の負担金を交付した結果差引一三、八〇〇、〇七七円の交付は超過となっているが、三十四年度増員警察官の教養に要した経費で、右基本額の、九月本院会計実地検査の際調査したところ、六月までの間の緊急うち一、九三六、五〇八円は三十三年四月から、これに対しては八月及び十月に全額を別途交付済であるから、これを基本額から控除すべきであるのに、これを控除せず、又既に別途交付済の地方警察費補助金八五六、五六〇円は当然負担金交付済額に加えて精算すべきであるのにこれをしなかったため前記一、八三四、八一四円が交付超過となっていたものである。

三號 606号 792号 809号 812号合併 P.3

(三)

国家地方警察岩手県本部外二八箇所で警察費国庫負担金の精算に当って既に別途交付済の地方警察費補助金一県当り八五六、五六〇円を誤って基本額から控除すべきものうちに算入していたが、これは負担金交付済額として差し引くべきであって、以上により基本額及び交付額を改算すれば結局一二、四二〇、一二〇円が交付超過となったものである。

三號 165、170、536、542 号合併（組直し）㊞

（三五）

会計経理の一般会計 歳出

昭和二十三年度

はなはだしく当を失したもの

第四部 行政部費 第三款 総理府

第十三部 行政共通費 第一款 官庁営繕費 第一項 新営費

第三款 価格調整等特別補充費 第一項 価格調整等特別補充費

中央経済調査庁で、昭和二十三年八月経済調査庁の発足に際し、事情の了とすべきものがあつたとしても各管区経済調査庁及び各地方経済調査庁では職員俸給等の支給に窮し、八月から十二月までの間に東銀行又は個人等から融資を受け、その間の経費の支払をすべきものが、十四年十月現在まで未だ判明しないでいるのは当を得ない。

右の外管区経済調査庁及び地方経済調査庁で、架空の名義で支

（支出官又は小切手振出官の発令手続が遅延したため）

（東京管区 福岡地方 経済調査庁外四地方 十四、九、十四、六四四冊に上つ 一七、八七〇、一九四円）

出し又はほしいままに借入金をして不当な経費にあて、その返済
についても不実の支出をするなど経理のびん乱したものがあ
とおりである。

(1) 札幌地方経済安定局で、札幌管区経済調査庁の開庁準備のため
二十三年五月に宿舎として札幌市白石町所在土地三〇〇坪
建物一七二坪四を札幌市大場某と仮契約の上、六、〇〇〇、〇〇〇円で
購入し、その購入資金等として二六、〇〇〇、〇〇〇円を北海道拓殖銀行札
ら借り入れ、うち一、三五〇、〇〇〇円を大場某に支払をしたものがある。
右は、同局で予算がないのに分庁舎の名義で購入したもので、そ
の後札幌管区経済調査庁で一応備品費から一、一〇〇、〇〇〇円を支出
して、うち一、〇〇〇、〇〇〇円を北海道拓殖銀行からの借入金の返済の
一部に充当したが、その後始末に困り当時同庁本庁舎の新営工事
を担当していた建設省札幌地方建設工事部に、その資金のねん出
方を依頼したところ、同部は工事請負人である株式会社田中組を
して同庁に一、一〇〇、〇〇〇円を融通させたので、同庁はこれを前記
備品費予算に充入した。（第五九項参照）

三號 165、170、536 542号 令併(刷査し)

(検) P.2

しかして、二十四年二月及び三月に分
五、八五〇円の予算示達を受けたので、三月に正式に売買契約を
締結し、購入代金その他として一、六一五、九五九円を支出しこれと借
入金の手元残額一、二五〇、〇〇〇円及び備品費からの支出額一、一〇〇、
〇〇〇円とをあわせ計二、九六五、九五九円のうち
支払い、六〇〇、〇〇〇円を分方舎購入代金の残額として前記大場其に
あて、残りの一、一五、九五九円を宿舎の修繕、借入金の利息、交際費
等に費消している。

(2) 山梨地方経済調査庁で 二十三年十月から二十四年六月まで
での間に自動車の購入及び修繕新の購入等の名義で七二七、一三
九円を支出したものがあるが、二十四年七月本院会計実地検査
の際調査したところ、前記支出額のうち 四八、四六二円 を交際費、報償
費、会議費等に、又 三八、四六二円 を銀行借入金の利息支払に使用
し、三四、五〇一円は現金で保管していたが、差額 七、四六二円
については、その使途が判明しなかつた状況である。

右の銀行借入金は二十三年九月から二十四年五月までの間に
同方会計係長等の名義で山梨中央銀行及び甘木勧業銀行甲府支
店から総額一、四六〇、〇〇〇円を借り入れ俸給支払のため二〇〇、
〇〇〇円を、自動車一台の購入のため五五〇、〇〇〇円を、官舎の購
入並びに庁舎及びその敷地の購入手付金等のため五五〇、〇〇〇円を
計一、三〇〇、〇〇〇円を使用したもので、その後
予算八五〇、〇〇〇円の示達があつたので借入金の使用残額一六
〇、〇〇〇円とあわせ一、〇一〇、〇〇〇円を返済したが、官舎購入代金相
当額四五〇、〇〇〇円は九月に至るも予算の示達がなく返済し
ない。

(3)

二十三年九月から二十四年七月までの間に前記同様自動車の借上及び修繕等の名義で経費を支出し、これを他の経費に使用したもの
大阪管区経済調査庁で三四七、三七五円、札幌地方経済調査庁で二九二、四
〇〇円、旭川地方経済調査庁で二〇六、四七四円、函館地方経済調査庁で
一四七、八二〇円、兵庫地方経済調査庁で四二、〇〇〇円ある。

総理府

寄附

藤井委員担当　建二（4組）

（二六）寄附により警察費を予算外に経理したもの

（三七）国家地方警察県本部等で、昭和二十三、二十四両年度中に寄附により経理しているものが、再検し直したものだけでも左表のとおりある。本院会計実地検査の結果判明したもののうち、庁舎の修繕、自動車等物品の購入及び修繕合計975号899号にはいずれも予算の制をみだるばかりでなく、地元民からの寄附は形式上その自発による場合でも事実上負担を要請する結果をきたす虞がある。

誌附	犯罪捜査又は報償等予算処置を講じ実施すべき使途に使用されているものもあるがこのように予算不足分を寄附によって補うのは予算の制をみだるばかりでなく、地元民からの寄附は形式上その自発による場合でも事実上負担を要請する結果をきたす虞がある。

（備考、誌は刷連しに用ゐ）

	庁名	受入金額	支出金額	使途（[illegible]）	
	福島県本部	二五〇,〇〇〇円	二五〇,〇〇〇円	自動車購入	地元民
	岩手 〃	九五〇,〇〇〇	四四四,五五二	図書購入費、諸手当等	警察義会
	秋田県本部	二,〇〇〇,〇〇〇	一,九九九,九八二	諸手当、会議費、交際費、旅費、雑費等	警察連絡協議会
(二六)	和歌山 〃	一七〇,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	自動車購入	地元民
(二七)	広島 〃	八,〇〇〇,〇〇〇	七,五七四,五八二	会議費、教養費、[illegible]費、犯罪捜査、補助等	治安協力会
(二八)	鳥取 〃	五,〇〇〇,〇〇〇	三,三七六,六九八	接待費、被服費、会議費等	公安協力会
(二九)	島根 〃	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	事業助成費、厚生費等 会議費、接待費等	警察後援会連合会
(三〇)	岡山 〃	六,〇〇〇,〇〇〇	五,四一二,〇三七	諸手当、取締費、教養訓練費、[illegible]費、捜査費等	治安協力会
(三一)	山口 〃	六,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	会議費、訓練費、手当、教養費、料補助金等	治安協力会
(三二)	愛媛 〃	一,九五七,三九〇	一,九三一,九六六	交際費、備品装備費等	地元民
(三三)	徳島 〃	一,〇七五,八七〇	一,〇七五,五七八	自動車その他備品購入費、修繕費	地元民
(三四)	高知 〃	二,六六〇,二四二	二,五四二,六三〇	自動車購入費、修繕費、[illegible]修繕、交際費等	地元民
(三五)	佐賀 〃	二,四八五,〇九五	一,八六七,八八九	警察官の福利厚生費	警察後援会
(三六)	長崎 〃	一,六三一,一九〇	一,四六八,六五一	営繕費、備品購入費、職員厚生費等	地元民
(三七)	広島管区警察学校	一,四〇四,六二二	一,四〇四,三〇〇	刑事鑑識法医学教室の新設、教材の整備等	広島市外三十五市
	計	四一,二〇四,〇九五	三九,六五四,三一三		

三諏 161号

（三八）

吉田委員担当可決（6組）

昭和二十三年度

一般会計

歳入

（第一部 租税及印紙収入・第二款 印紙収入 第一項 印紙収入）

登録税の賦課当を得ないもの

松山司法事務局で、昭和二十三年十二月大蔵省から製麻紡績株式会社に戦時補償特別措置法第六十条により譲渡した、宇和島市所在宅地四八、六七八坪九四及び鉄骨鉄筋コンクリート（小書）平家建工場一棟（小書）一九棟延六、七四九坪の所有権移転登記の登録税として（小書）八五、二五四（小書）円を収入印紙をもつて納付させたものがある。

右は、高松財務局宇和島出張所の調査により、国からの譲渡価格一、七〇七、〇八七円をそのまま課税標準価格と決定したものであるが、この譲渡価格は国が右土地建物等の購入に当り支払つた四九、五、二、六

八五円から戦時補償特別税課税額三、一九八、五九七円を控除したものであつて、これを課税標準としたことはその決定著しく低き過ぎ公当でない。

いまこれを一般の課税標準によるときは、当局者の計算による総額六、四一七、三〇〇円に上り、登録税は三、八六五円を賦課すべきものである。

法務府
一般会計
歳入
池田委員相当　司法(6項)

三法369号

昭和二十三年度
作業賃金等の収納を遅延しているもの
第二部官業及官有財産収入　第三款官業収入　第一項刑務所収入)

(三九)府中刑務所で、昭和二十三年度末に東京都岡崎某外七名に対する委託作業の賃金又は製品売払の代金二、七四二、一五四円が収納未済となつている。

右は、いずれも所定納期に納入しないのに、適当の処置を講じなかつたためである。

府は、この全額が収納未済となつたもので、そのうち一、二九五、八五九円については、昭和二十四年十月においても、なお収納に至つていない。

法務府
一般会計
歳入
昭和二十三年度

志村委員提出　司法（6組）

作業賃金の収納を遅延しているもの
（第二部官業及官有財産収入　第二款官業収入　第一項刑務所収入）

（四〇）高知刑務所で、舟入川堤防復旧土木作業のため、高知県大津村との委託作業契約に基き、昭和二十三年四月から二十四年三月までの間に出役した受刑者延一四四六五人の賃金一、二〇三、六二〇円のうち、収納未済となつたものがある。

右は、作業賃金を、所定納期に納入していないのに何ら適当な措置を講じないで、長期間にわたり、出役を継続していたためその賃金の（ほとんど）全額が収納未済となつたものである。

法務府
一般会計
歳入
大沢委員担当 司法（6組）

昭和二十三年度

三號 38号 60号（既決分）及び 211号 501号（未決分）合併 (60)(76)

(四)(三)職員の犯罪に因り国に損害を与えたもの
(四)(七)（帝三部雑収入 第一款雑収入 第六項 徴罰及没収金外二項）

千葉地方検察庁 木更津支部 取扱った左表のものが左表のとおり九件三、五九三、六四五円ある。

庁名	千葉地方検察庁木更津支部	長野地方検察庁
関係職員	検察事務官 石橋某	検察事務官 渋沢某
犯罪時期	二二、八から二三、二まで	二三、三から二三、五まで
犯罪金額	一六八、七六四	四四六三九七
弁償金額	六六八九一	一三三八四
備考	千葉地方検察庁木更津支部及び木更津区検察庁の領置金を横領したもの	長野地方検察庁及び長野区検察庁の領置金一九六、三九七円を横領し長野地方裁判所の領置金二五〇、〇〇〇円を詐取したもの